

## 第2章 危険物規制事務審査基準

### 第1節 危険物製造所等の定義等

#### 1 製造所等の定義

製造所等の定義は、次によるものとする。

- (1) 製造所とは、危険物を製造する目的をもって指定数量以上の危険物を取り扱うため法第11条第2項により許可を受け、同条第5項により基準に適合すると認められた場所をいい、建築物その他の工作物、空地および付属設備が含まれるものとする。こと。（昭和34年国消甲予発第17号）

このことから、最初に用いる原料が危険物であるか非危険物であるかを問わず、種々の作業工程を経て製造された最終製品が危険物である対象物をいうものであり、その規制範囲は次によるものとする。

なお、希釈や混合、濃縮等の単純な加工を目的とするものは製造所に該当せず、一般取扱所として取り扱うものとする。

ア 1棟の建築物の中で危険物の製造工程が完結している場合は、原則としてその棟全体を一の製造所として規制すること。

なお、1棟の中に二以上の製造工程がある場合または製造工程と一般取扱所に係る工程が混在する場合であっても、一の製造所として規制すること。

イ 製造工程が2棟以上の建築物にわたる場合は、その棟ごとに一の製造所として規制すること。ただし、製造される危険物の原料のみを取り扱う棟は、その原料が危険物であり、かつ、他の棟に移送する中間品が危険物以外の物品となる場合にあつては、一般取扱所として規制し、その原料および中間品が危険物以外の物品である場合にあつては、製造所または一般取扱所のいずれにも該当しないものとする。

ウ 建築物のない製造施設または建築物と屋外プラントの両方を有する製造施設にあつては、屋外の製造工程全部を一の製造所（建築物を有する場合は当該建築物を他の製造所）として規制

すること。

エ 製造所から排出される可燃性ガスまたは粉塵等を除去する公害防止設備等は、製造所の付属設備として規制すること。ただし、当該設備が製造所と離れ、保有空地（危政令第9条第1項第2号に規定する危険物を取り扱う建築物その他の工作物の周囲に保有しなければならない空地をいう。以下同じ。）を含む危険物施設外に設置する設備にあつては独立した設備として取り扱うものとする。

- (2) 貯蔵所とは、指定数量以上の危険物を貯蔵する目的をもって、法第11条第2項により許可を受け、同条第5項により基準に適合すると認められた場所をいい、建築物、タンクその他の工作物、空地および付属設備が含まれるものをいうこと。

また、危険物の貯蔵に直接向けられた一群の施設が一の貯蔵所であり、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所または屋外貯蔵所に区分されること。

具体的には、屋内タンク貯蔵所の場合はタンク専用室ごとに、地下タンク貯蔵所の場合は、隣接し一体性を有する一群の地下タンクが、また、屋外タンク貯蔵所の場合はタンク一基ごとに、それぞれ一の貯蔵所となること。

この場合において、当該タンクに危険物を受け入れる行為は、当該タンクの貯蔵に伴う取り扱いとすること。

また、貯蔵に伴う取り扱い行為と認められる範囲を超えない限り、容器に収納されている危険物を他の容器等に移し替える行為を行うことができること。（昭和34年自消丙予発第44号，昭和52年消防危第71号，平成2年消防危第105号）

- (3) 取扱所とは、危険物の製造以外の目的で指定数量以上の危険物を取り扱うため法第11条第2項により許可を受け、同条第5項により基準に適合すると認められた場所をいい、建築物その他の工作物、空地および付属設備が含まれるものをいうこと。

また、取扱形態により、給油取扱所、販売取扱所、移送取扱所、一般取扱所に区分されること。

なお、一般取扱所とは、給油取扱所、販売取扱所、移送取扱所に該当しないものであって、危政令第19条第2項により、類型化されるもののほか、次のような施設をいうこと。

ア 栈橋等の一般取扱所とは、危険物を船舶等へ荷受けまたは荷卸しする栈橋、岸壁等の施設のうち、移送取扱所以外の施設をいうこと。

イ 油分離装置の一般取扱所とは、油を含んだ廃液等から油を分解する施設をいうこと。

ウ ガスホルダーの一般取扱所とは、危険物をシール剤として用いるガスタンクをいうこと。

エ 動植物油タンクに付属する注入設備等の一般取扱所とは、指定可燃物となる動植物油類タンクに注入する施設または当該タンクから送油する施設をいう。

オ 非危険物を製造する一般取扱所とは、危険物を原料として、非危険物を製造する施設をいうこと。

カ 屋外における仮置きの一一般取扱所とは、製油所、油槽所等でドラム缶充填作業等から出荷までの過程で、屋外において危険物を容器入りのまま仮置きの状態で取り扱う施設をいう。ただし、貯蔵を目的とするものを除くこと。

キ ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所とは、第3類ナトリウムおよび第2類硫黄がユニットとして内蔵され、両者のイオン移動により充放電を行うもので、一定の安全性能を有する施設をいうこと。

ク 危政令第27条第6項第4号ロただし書の規定により、移動貯蔵タンクから容器に引火点40度以上の第4類の危険物を詰替える場合において、同一の場所で1日に取り扱う量が指定数量以上となる場所をいうこと。

また、危政令第19条第2項に規定する一般取扱所であって建

築物の一部または屋内の設備を一般取扱所として規制するもの（以下「部分規制の一般取扱所」という。）以外は、原則として屋内に設置するものは1棟、屋外に設置するものは1工程をもって一の一般取扱所として規制すること。

ケ 一般取扱所の許可単位は、製造所と同様危険物の取り扱いが客観的に一連の行為であること、他の施設から独立性があることおよび災害時の影響等を考慮し総合的に判断する必要があること。

#### (4) 製造所および取扱所における貯蔵

製造所および取扱所において、タンクその他の危険物を取り扱う設備以外で危険物を貯蔵することは認められないこと。

なお、危政令第9条第1項第20号に規定するタンク（以下「20号タンク」という。）においても、危険物を常時貯蔵する目的での使用はできないものであること。

また、変圧器、リアクトル、電圧調整、油入開閉器、遮断機、油入コンデンサー、油入ケーブルおよびこれらの付属装置で機器の冷却もしくは絶縁のため油類を内蔵し使用するものについては、製造所等の貯蔵、取扱量に内蔵油は算入しないこと。

## 2 製造所等の最大貯蔵数量および取扱数量の算定

危険物製造所等における最大貯蔵数量、最大取扱数量の算定方法は、次によること。

### (1) 製造所

製造所の最大取扱数量の算定は、危険物または非危険物を原料として危険物を製造する場合、1日における原料と製品の危険物の指定数量の倍数を比較し、大なるものの取扱数量をもって当該製造所の最大取扱数量とすること。

また、1工程を2日以上にわたって行う場合は、工程中に取り扱う危険物の指定数量の倍数の大なる日の数量をもって算定すること。（昭和40年自消丙予発第71号）

なお、当該危険物製造所において、当該原料および製品以外に

危険物を取り扱う設備等がある場合には、当該製造所の最大取扱数量に、これらの危険物を取り扱う設備等の取扱数量を合算して、最大取扱数量とすること。

(2) 屋内貯蔵所および屋外貯蔵所

屋内貯蔵所および屋外貯蔵所の最大貯蔵数量の算定は、当該貯蔵所において実際に貯蔵する危険物の最大数量とすること。

(3) 屋外タンク貯蔵所，屋内タンク貯蔵所，地下タンク貯蔵所，簡易タンク貯蔵所および移動タンク貯蔵所

危規則第2条のタンクの内容積の計算方法および危規則第3条のタンクの空間容積の計算方法により、最大貯蔵数量を算定すること。

(4) 給油取扱所

ア 給油取扱所における最大取扱数量は、専用タンク，廃油タンク等および簡易タンクごとに、危規則第2条のタンクの内容積の計算方法および危規則第3条のタンクの空間容積の計算方法により最大取扱数量を算定し、その容量の合計により算定すること。

ただし、危政令第17条第3項第1号に掲げる給油取扱所（以下「航空機給油取扱所」という。）および同項第2号に掲げる給油取扱所（以下「船舶給油取扱所」という。）にあつては、1日の最大取扱数量とすること。

イ 危政令第3条第1号に規定する形態以外の危険物の貯蔵または取り扱いについては、その合計が指定数量未満である場合に限って認められるものであり、この場合にあつては、最大取扱数量の算定から除外して差し支えないものとする。

(5) 販売取扱所

販売取扱所における最大取扱数量は、当該取扱所において、実際に保有する危険物の最大数量をもって、最大取扱数量とすること。

(6) 移送取扱所

- ア 棧橋において、危険物の入出荷を行う移送取扱所においては、1日における船舶の係船能力および船舶または出荷ポンプの能力により、1日の出荷能力、稼働時間等により、実態に即した最大取扱数量を算定すること。
- イ 事業所間の危険物の移送を行う移送取扱所にあつては、配管の条数およびポンプ能力ならびに配管の使用形態により、最大取扱数量を算定すること。

(7) 一般取扱所

- ア 危険物の出荷、充填、詰替え等の一般取扱所については、1日の出荷能力、稼働時間等により、実態に即した最大取扱数量を算定すること。
- イ 危険物を消費する一般取扱所のうち、次に掲げるアおよびイ以外の施設にあつては、1日におけるその消費量を最大取扱数量とすること。
  - (ア) 油圧装置、潤滑油循環装置等による危険物の取り扱いについては、瞬間最大停滞量をもって算定すること。
  - (イ) 危険物を消費する一般取扱所のうち、非常用ディーゼル発電設備等非常用の施設にあつては、当該施設の稼働時間、使用実態等の状況から実態に即した数量とすること。
  - (ウ) ボイラー、発電設備等の危険物の消費に係るものについては、1日における消費量またはサービスタンクの容量を比較して大なる数量をもって算定すること。

なお、当該設備は、使用する時間が一定でない場合（冬期間等）については、当該設備の稼働時間、使用実態等の状況から実態に即した数量とすること。
  - (エ) 危規則第28条の54第5号に規定する詰替えの一般取扱所については、専用タンクの容量または取扱数量のうちいずれが大なる数量をもって算定すること。
  - (オ) 通電状態で使用される発電所等に設置される危険物を収納している機器類のうち、変圧器、リアクトル、電圧調整器、

油入開閉器，しゃ断器，油入コンデンサーおよび油入ケーブルならびにこれらの付属装置で機器の冷却若しくは絶縁のため油類を内蔵して使用するものについては危険物の取扱数量に算定しないこと。（昭和40年自消丙予発第148号）

ウ 油圧装置等危険物を循環させて使用する一般取扱所については，当該装置等の瞬間最大停滞量をもって最大取扱数量とすること。

エ 危険物を原料として，非危険物を製造する一般取扱所については，製造所の例により算定すること。

(8) 貯蔵量10,000ℓ以上の動植物油類の屋外貯蔵タンクに付属する注入口およびこれに接続する配管，弁等（以下「受入れ配管等」という。）ならびに払出口およびこれに接続する配管，弁等（以下「払出し配管等」という。）の一般取扱所については，次によること。

ア 受入れ配管等の一般取扱所にあつては，接続している屋外貯蔵タンクの容量を取扱数量とすること。

イ 払出し配管等の一般取扱所にあつては，接続している屋外貯蔵タンクの容量または払出しポンプの能力により取扱量を算定すること。

(9) 指定数量の倍数算定方法

指定数量の倍数の算定については，品名および性質（指定数量）ごとに少数点以下第3位を四捨五入し，小数点第2位まで算定すること。また，貯蔵し，または取り扱う危険物の性質が複数の場合は次の方法によること。

ア それぞれの性質ごとに数量を求めること。

イ 性質別に，合計数量をその指定数量で除し，小数点以下第3位を四捨五入し，第2位まで算出すること。

ウ 前イで算出した値の合計すること。

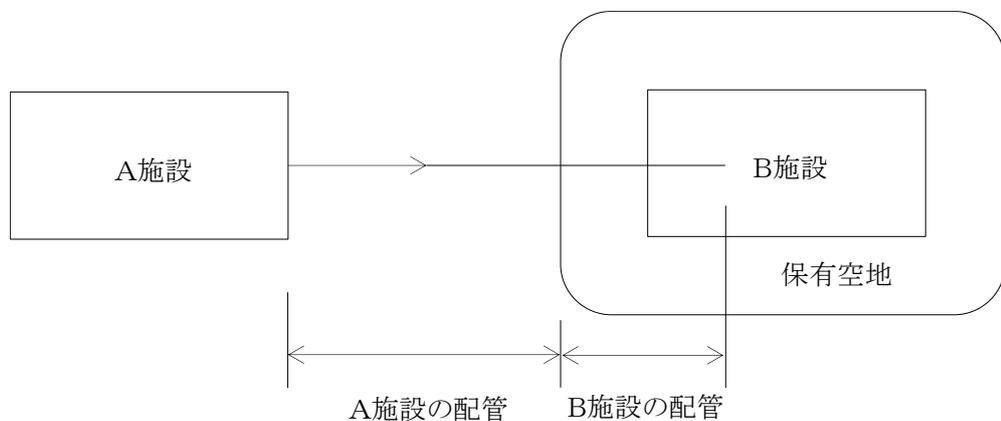
### 3 製造所等の相互間における危険物配管の範囲

製造所等の相互間または製造所等と他の施設（少量危険物貯蔵取扱所等）との間の危険物配管（危険物をA施設からB施設に移送されるもの）の付属範囲は、原則として次のとおりとする。

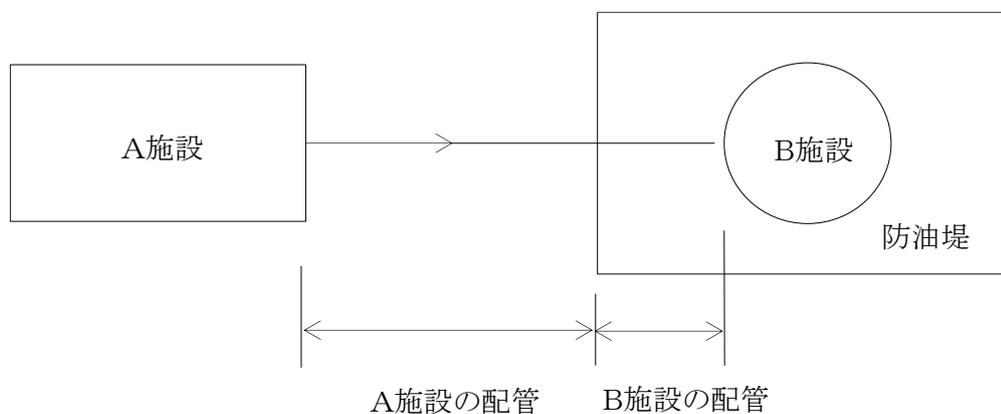
なお、移送取扱所については、第3章第14節を参照すること。

- (1) 製造所等（屋外タンク貯蔵所を除く。）の保有空地の内側の配管は、当該製造所の配管とすること。

次図の場合においては、B施設の保有空地直近のバルブ、フランジ等までがA施設の範囲とすること。

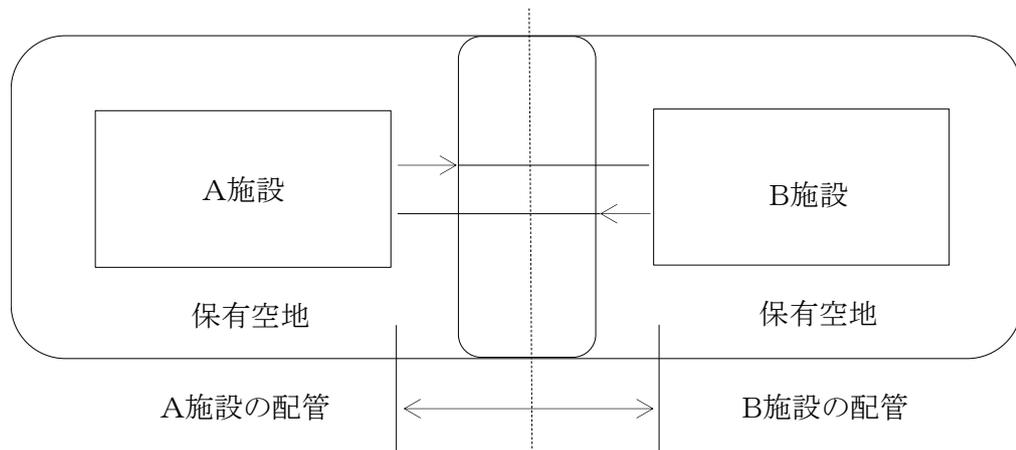


- (2) 屋外タンク貯蔵所の防油堤の直近のバルブ、フランジ等より内側の配管は、当該屋外タンク貯蔵所の配管とすること。なお、次図の場合においては、当該屋外貯蔵タンクの防油堤直近のバルブ、フランジ等までがA施設の範囲とすること。



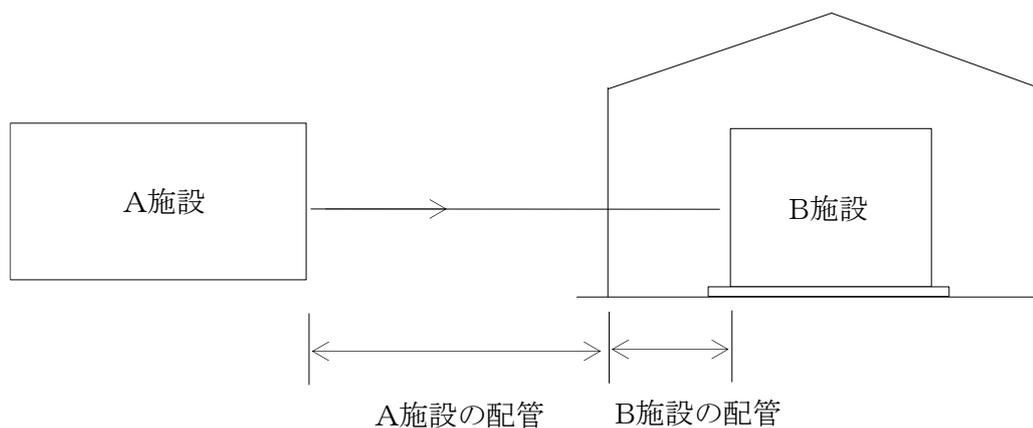
- (3) 製造所等の保有空地进行共用する場合は、当該製造所等間のおおむね中心線をもってそれぞれの製造所等の配管とすること。

次図の場合においては、A施設とB施設の中心線からそれぞれの施設の範囲とすること。



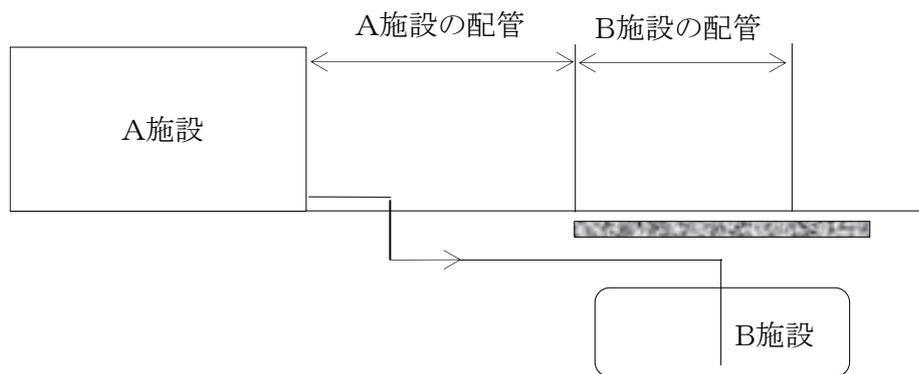
- (4) 屋内タンク貯蔵所の専用室内の配管は、当該屋内タンク貯蔵所の配管とすること。

次図の場合においては、当該屋内貯蔵タンクの専用タンク室の壁体直近のバルブ、フランジ等までがA施設の範囲とすること。



- (5) 地下タンク貯蔵所のタンク室内または上部スラブ直下の配管は、当該地下タンク貯蔵所の配管とすること。

次図の場合においては、上部スラブ端部の直近のバルブ、フランジ等までがA施設の範囲とすること。



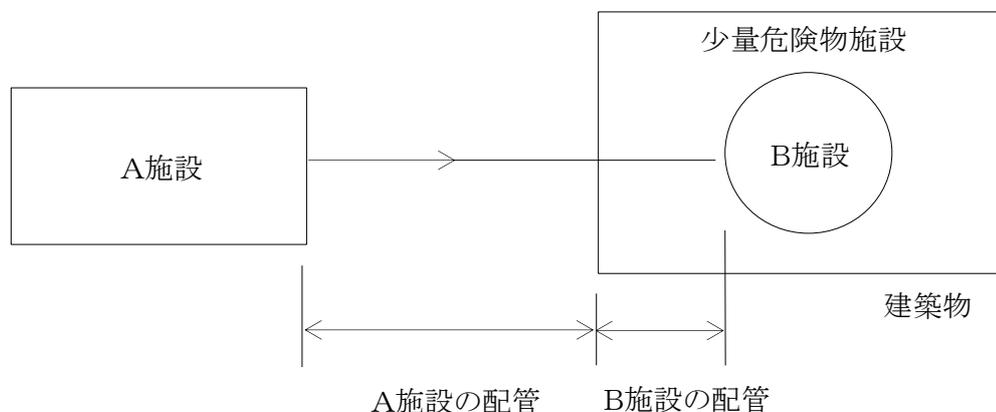
(6) 製造所等から少量危険物貯蔵取扱所または指定数量の5分の1未満の設備に危険物を送り出す配管については、次によること。

ア 少量危険物貯蔵取扱所が建築物内にある場合は、その壁体内側の直近のバルブ、フランジ等までを当該製造所等の配管とすること。

イ 少量危険物貯蔵取扱所が屋外にある場合は、少量危険物貯蔵取扱所の空地直近（または、バルブ、フランジ等がある場合）を当該製造所等の配管とすること。

ウ 指定数量の5分の1未満の危険物を貯蔵または取り扱う設備に危険物を送り出す配管は、当該設備等の直近までを製造所等の配管とすること。

次図の場合においては、当該B施設の壁体内側の直近のバルブ、フランジ等までをA施設の範囲とすること。



## 第2節 設置または変更許可申請等

### 1 製造所等の申請区分

製造所等の申請区分は次によるものとする。

#### (1) 製造所および一般取扱所

ア 製造所および一般取扱所は、棟ごと（建築物の一部に一般取扱所があるものについては、当該区分ごと。）または1工程のプラントごとに、当該製造所または一般取扱所に付属する20号タンク、配管その他の機器等（以下「付属設備等」という。）を含めて申請すること。

また、一の建築物内に複数の一般取扱所を設ける場合は、それぞれ別の一般取扱所として申請すること。

イ 貯蔵量10,000ℓ以上の動植物油類の屋外貯蔵タンクに付属する注入口およびこれに接続する配管、弁等（受入れ配管等）ならびに払出口およびこれに接続する配管、弁等（払出し配管等）については、それぞれ別の一般取扱所とすること。（平成元年消防危第14号・消防特第34号，平成元年消防危第64号）

#### (2) 屋内貯蔵所

屋内貯蔵所は、1棟の貯蔵倉庫ごとに申請すること。

なお、一の建築物内に、複数の屋内貯蔵所を設ける場合は、それぞれ別の屋内貯蔵所として申請すること。

#### (3) 屋外タンク貯蔵所

屋外タンク貯蔵所は、屋外貯蔵タンク1基ごとに申請すること。

ただし、次に掲げる付属設備等が他の屋外タンク貯蔵所と共有する場合の当該付属設備等の申請は、次により決められた1基の屋外タンク貯蔵所（以下「最大タンク」という。）の付属設備として申請すること。

ア 防油堤は、当該防油堤内にある最大タンク（最大容量のタンクが2以上ある時は、その中の引火点の低いタンク）とする。ただし、防油堤の容量および構造が変わる場合は、次により申請すること。

- (7) 防油堤のみを変更する場合は最大タンクの変更とし、許可後、当該防油堤内の他の屋外タンク貯蔵所については軽微な変更として、防油堤の変更届を提出すること。
- (イ) 屋外タンク貯蔵所の新設または最大タンク以外の屋外タンク貯蔵所の変更に伴い防油堤を変更する場合は、当該屋外タンク貯蔵所の許可申請に含めるものとし、許可後、当該防油堤内の他の屋外タンク貯蔵所については軽微な変更として、防油堤の変更届を提出すること。
- (ウ) 防油堤以外の付属設備等の変更工事にあつては、最大タンクの変更許可申請をし、許可後、当該付属設備等に関連する他の屋外タンク貯蔵所については軽微な変更として、付属設備等の変更届を提出すること。なお、最大タンクは次に示す手順により決定すること。
- a 注入口およびポンプ設備の最大タンクの順は次による。
    - (a) 容量が大きいタンク
    - (b) 引火点が低い危険物を収納するタンク
    - (c) 距離が近いタンク
  - b 水幕設備の最大タンクは、加圧送水装置のポンプの全揚程が最大となる屋外タンク貯蔵所
  - c 消火設備の最大タンクは、総液量が最大となる屋外タンク貯蔵所
  - d 危険物配管は、任意のタンクとすること。
- (4) 屋内タンク貯蔵所
- ア 屋内タンク貯蔵所は、タンク専用室ごとに申請すること。なお、当該専用室に複数のタンクがある場合も同様とすること。
  - イ 付属設備等が他の屋内タンク貯蔵所と共有する場合の当該付属設備等の申請は、屋外タンク貯蔵所の例によること。
- (5) 地下タンク貯蔵所
- 地下タンク貯蔵所は次によること。
- ア 地下タンク 1 基ごとに申請すること。ただし、同一の場所で

地下貯蔵タンクを2基以上隣接して設ける場合は、一の地下タンク貯蔵所とすること。なお、「2基以上隣接して設ける場合」とは、次のいずれかに該当する場合とする。（昭和54年消防令第147号）

(ア) 2以上の地下貯蔵タンクが同一のタンク室内に設置されている場合

(イ) 2以上の地下貯蔵タンクが同一の基礎上に設置されている場合

(ウ) 2以上の地下貯蔵タンクが同一のふたで覆われている場合  
イ 付属設備等が他の地下タンク貯蔵所と共有する場合の当該付属設備等の申請は、屋外タンク貯蔵所の例によること。

(6) 簡易タンク貯蔵所

簡易タンク貯蔵所は、原則として簡易タンク貯蔵所1基ごとに申請すること。ただし、簡易タンク貯蔵所を隣接して3基まで設置する場合は、一の簡易タンク貯蔵所群として申請できるものとする。

(7) 移動タンク貯蔵所

移動タンク貯蔵所は、1車両ごとに申請すること。ただし、積載式移動タンク貯蔵所にあつては、交換タンクを含め一括申請すること。（平成4年消防第54号、平成13年消防第50号）

(8) 屋外貯蔵所

屋外貯蔵所は、一の屋外貯蔵所ごとに申請すること。ただし、危規則第24条の13第2号の規定により、複数の屋外貯蔵所の周囲に設ける共通排水溝または貯留設備の変更については、指定数量の倍数が最大の屋外貯蔵所の変更として申請し、許可後、当該共通排水溝で囲まれる他の屋外貯蔵所については軽微な変更として、排水溝等の変更届を提出すること。

(9) 給油取扱所

給油取扱所は、一の給油取扱所ごとに申請すること。

なお、当該給油取扱所に設置する専用タンク、廃油タンク等、

簡易貯蔵タンクを含むものとする。

(10) 販売取扱所

販売取扱所は、一の販売取扱所ごとに申請すること。

(11) 移送取扱所

移送取扱所は、一の移送取扱所ごとに申請すること。

2 許可に関する基本的事項

(1) 次のいずれかに該当するものは設置許可申請が必要なものとして取り扱うこと。

ア 製造所等を新たに設置する場合

イ 製造所、貯蔵所または取扱所の区分の転換を行う場合、および貯蔵所または取扱所において危政令第2条または第3条に掲げる施設区分（同令第3条2号イおよびロを含む。）の変更となる転換を行う場合（昭和52年消防危第182号）

（例）製造所から取扱所に変更する場合または屋外タンク貯蔵所から屋内タンク貯蔵所に変更する場合

ウ 製造所等（移動タンク貯蔵所を除く。）を移設する場合

ただし、同一敷地内で主要構造物の変更を伴わない移設の場合は、変更許可申請とすることができる。（昭和52年消防危第149号）

エ 火災等の災害により製造所等の構造または設備が全面的に破損した場合および老朽化等により製造所等を全面的に改修する場合（昭和37年自消丙予発第91号）

オ 屋外タンク貯蔵所のタンク本体の建て替えと基礎および地盤の造り替えを同時に行う場合

ただし、タンク本体のみの建て替えであっても、建て替え後の屋外貯蔵タンクの直径（横型のタンクにあつては、縦および横の長さをいう。）および高さが建て替え前の屋外貯蔵タンクの直径または高さにおいて同規模を超えない場合はこの限りでない。（昭和51年消防危第77号）

カ その他状況等により設置許可申請とすることが適当な場合

(2) 次のいずれかに該当するものは変更許可申請が必要なものとして取り扱うこと。

ア 製造所等について変更工事を行う場合のほか、貯蔵し、または取り扱う危険物の種類数量の変更、業務形態の変更（自家用の危険物施設を営業用の危険物施設に変えようとする場合等、経営上の基盤が変更されることをいう。）等に伴い、新たに追加審査すべき技術上の基準事項が生じる場合

（例）自家用給油取扱所（危政令第17条第3項第6号に定める自家用の給油取扱所をいう。以下同じ。）から屋外給油取扱所（危政令第17条第1項に定める給油取扱所をいう。以下同じ。）に切り替える場合（昭和52年消防危第23-3号）

イ 製造所等の位置、構造または設備を変更する場合

ただし、資料の提出のみの処理による場合および設置許可申請を必要とする場合を除く。（昭和42年自消丙予発第88号）

ウ 火災等の災害により製造所等の構造または設備が破損した場合であって、部分修復により当該構造または設備が復旧できる場合

ただし、小規模な修復によって復旧が可能な場合はこの限りでないこと。（昭和37年自消丙予発第44号）

エ 屋外タンク貯蔵所のタンク本体または基礎（地盤を同時に造り替える場合を含む。）のいずれかを取り換え変更（更新を含む。）する場合

ただし、タンク本体のみの建て替えであっても、建て替え後の屋外貯蔵タンクの直径（横型のタンクにあつては、縦および横の長さをいう。）および高さが建て替え前の屋外貯蔵タンクの直径または高さにおいて同規模を超える場合はこの限りでないこと。（平成11年消防危第58号）

オ 地下タンク貯蔵所において、経年劣化により板厚が3.2mm未満となるような減肉またはせん孔が発見された際、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（平成21年消防危第

204号) に示す要件に適合する場合

カ 地下タンク貯蔵所および移動タンク貯蔵所の配管等を残し、タンクのみを取り替える場合（平成10年消防危第90号）

なお、地下タンク貯蔵所で下部スラブのみを残し、タンクおよび配管等を更新する場合を除くこと。

キ 移動タンク貯蔵所の貯蔵タンクまたはシャーシ（ヘッド部分も同時に取り換える場合を含む。）のいずれかを取り換え変更（更新を含む。）する場合（平成10年消防危第90号）

ただし、緊結装置に適合性がある場合であって、危規則第24条の5の定めに適合する積載式移動タンク貯蔵所の付属タンクとして既に許可を受けたタンクコンテナ（積載式）を別で許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所に積載する場合、または危規則第24条の9の3の定めに適合する国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の付属タンクとして追加積載する場合は、「3その他許可申請の取り扱い等」によること。

ク その他状況等により変更許可申請とすることが適当な場合

### 3 その他許可申請に係る事項

#### (1) 許可申請に係る留意事項

ア 貯蔵所において指定数量以上の危険物を取り扱う場合は、貯蔵所とは別に一般取扱所を設置して、危険物を取り扱うものとする。

ただし、貯蔵に伴う取り扱いの範囲を逸脱しない場合においてはこの限りでない。

イ 積載式移動タンク貯蔵所の許可等の取り扱い（平成4年消防危第54号）

(ア) 積載式移動タンク貯蔵所に対する移動タンク貯蔵所としての許可件数は、当該車両の数と同一であること。

(イ) 積載式移動タンク貯蔵所の車両に同時に積載することができるタンクコンテナの数は、タンクコンテナの容量の合計が30,000ℓ以下となる数とするが、交換タンクコンテナを保有

し、かつ、当該車両に交換タンクコンテナを積載しようとする場合は、次により許可を受けること。

a 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあつては、交換タンクコンテナを含めて当該積載式移動タンク貯蔵所の設置許可を受けるものとする。

b 設置許可を受けた後にあつては、交換タンクコンテナを保有しようとする際に、当該積載式移動タンク貯蔵所の変更許可を受けるものとする。

(ウ) 許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナは、他の積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナと当該タンクコンテナとが緊結装置に同一性をもつものである場合には、既に許可を受けた当該他の積載式移動タンク貯蔵所の車両にも積載することができること。

この場合において、当該タンクコンテナは、当該他の積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクとみなされるものであること。

ただし、積載式移動タンク貯蔵所のうち危規則第24条の5第3項または同規則第24条の9の3第2項に該当しないものにあつては、タンクの取り替えを行う際には変更許可申請が必要となること。

(エ) 積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名および貯蔵最大数量がタンクコンテナを積載するたびに異なることが予想される場合は、次によること。

a 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあつては、貯蔵することが予想されるすべての品名および貯蔵最大数量について、当該積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名および貯蔵最大数量として設置許可を必要とするものであること。

b 設置許可を受けた後にあつては、貯蔵することが予想されるすべての品名および貯蔵最大数量について、法第11条

の4に定める届け出を必要とするものであること。

- (オ) 積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナの車両、貨車または船舶への荷積みまたは荷卸しに伴う当該タンクコンテナの取り扱いは、当該積載式移動タンク貯蔵所の危険物の貯蔵に伴う取り扱いと解されること。
- (カ) 積載式移動タンク貯蔵所の車両からタンクコンテナを荷卸しした後において再びタンクコンテナを積載するまでの間、当該車両を通常の貨物自動車としての用途に供する場合は、当該積載式移動タンク貯蔵所について法第12条の6に定める用途廃止の届け出を要することなく、当該車両を貨物自動車の用途に供することができるものであること。
- (キ) 積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナを車両、貨車、船舶等を利用して輸送し、輸送先で他の車両に積み替える場合に、輸送先の市町村において許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所がない場合は、当該タンクコンテナと他の車両とで一の積載式移動タンク貯蔵所として設置許可を受けることができるものとし、完成検査については、タンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査により行うもので差し支えないものであること。

この場合において、危規則第24条の5第5項第4号の表示について輸送先の許可に係る行政庁名および設置の許可番号の表示は不要とすること。

- ウ 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取り扱いについて  
国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の許可等の取り扱いについては、「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取り扱いに関する指針について」（平成13年消防危第50号）によること。
- エ 複数の危険物を貯蔵し、または取り扱う移動タンク貯蔵所の取り扱いについて（平成10年消防危第90号）

複数の危険物を貯蔵し、または取り扱う移動タンク貯蔵所（積載式移動タンク貯蔵所を除く。）において、その危険物のう

ち最も比重の小さいものを最大数量貯蔵できるように（空間容積が5%以上10%以下の範囲に入るよう確保する。）タンクを製作した場合の許可申請は、次により取り扱うこと。

- (ア) 当該危険物より比重の大きな危険物を貯蔵する場合には、道路運送車両法上の最大積載量の観点から空間容積が10%を超えるタンク室（空室となる場合も含む。）が生じても差し支えないこと。
- (イ) 許可に係る指定数量の倍数は、指定数量の倍数が最大となる危険物の貯蔵形態について算定して差し支えないこと。
- (ウ) 移動貯蔵タンクの側面枠および接地角度計算において用いる貯蔵物重量は、道路運送車両法の最大積載量を用いて差し支えないこと。

オ 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について（平成10年消防危第22号）

圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所を設置する場合は、法第11条第1項の許可の他に高保法の許可（第5条および第14条）を受ける必要があるが、この場合、高保法の許可を受けた後に、法第11条第1項の許可申請をする必要がある。

なお、危規則第27条の3第6項第3号から第5号に掲げる設備が、高保法の規定に適合していることの確認は、高保法の許可を受けていることの確認をもって行うこと。

(2) 設置または変更の許可申請に係る添付書類

設置または変更の許可申請に係る添付書類は、次によること。  
なお、移動タンク貯蔵所にあつては、「移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続および設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針について」（平成9年消防危第33号）によること。

ア 製造所等の設置または変更の許可に係る添付図書（平成9年消防危第35号）

(ア) 基本的事項

申請書等の添付書類は、審査に当たって必要事項が確認で

きる最小限のものとする。

a 大型製造プラント等で、多数の機器、配管等が設置される施設にあつては、申請者との事前の協議を踏まえ、個別の記載ではなく、工程の概要を示す図（以下「フロー図」という。）等を活用すること。

b 複数施設で共用するポンプ設備、配管、消火設備、防油堤等は、最大タンク等の一の施設で申請するものとし、他の施設においてはそれぞれの施設の付属とされる引き込み配管、放出口等について申請するものとする。

c 変更許可申請においては、変更に係る範囲または設備の位置を記載した配置図および変更に係る部分の図書を添付させるものとし、その他の図書の添付は要しないものであること。

d 危政令第23条の規定の適用を受ける設備については、申請者と添付図書について協議すること。

e 許可申請書には、工事中の安全対策に係る図書等の添付は要しないものであること。

f 特定屋外タンク貯蔵所および移送取扱所以外の製造所等の許可申請書については、工事計画および工事工程表の添付は要さないものであること。

g 添付書類の内容

審査に必要な事項は、製造所等の形態、規模、申請内容等により異なるため、製造所等の安全性等を確認できる場合は、これにかかわらず更に簡略化することができるものであること。

また、これらの書類は、設計または施工のために作成したもの等を活用することでも差し支えないものであること。

(イ) 共通添付書類

a 許可申請書

b 委任状（委任を受けた者が申請する場合に限る。）

- c 構造設備明細書（20号タンク等を有するものは、当該タンクの構造設備明細書も含む。）
- d 案内図，配置図
- e 当該製造所等の周囲状況図
- f 危険物の確認試験書類（一般に性状が知られているものを除く。）
- g 位置，構造および設備の図面ならびに書類等
- h 危険物配管関係
- i 付帯設備
- j 換気設備，可燃性蒸気または可燃性微粉の排出設備（仕様，配置等）
- k 電気設備関係（照明設備，電動機等）
- l 消火設備，警報設備，避難設備の概要図，配置図および設計仕様書
- m その他必要な書類

(ウ) 添付書類の内容

添付書類の標準的な記載内容は、次に示すとおりとする。  
なお、審査に必要な事は、製造所等の形態，規模，申請内容等により異なること。ただし，製造所等の安全性等を確認できる場合は，これらにかかわらず簡略化することができるものであること。

- a 建築物その他の工作物と周囲の保安物件の状況が示された図面および保有空地の範囲が示され，審査上で必要な距離等が記載されていること。ただし，保安距離については，配置図にそれぞれの保安物件からの距離が規定値以上であることが明確な場合，その旨を記載することにより距離を図示しないことができること。
- b 主要構造部（壁，柱，床，はり，屋根等）については，平面図等に構造等を記載すること。

なお，主要構造部を耐火構造とし，または不燃材料で造

る場合で国土交通大臣の認定品を使用するときは、現場施工によるものを除き、認定番号を記載すれば、別途構造図の添付を要さないこと。

- c 窓および出入口については、平面図等に位置、寸法、構造等を記載すること。

なお、窓または出入口の防火設備で国土交通大臣の認定品を使用する場合には、認定番号を記載すれば、別途構造図の添付を要さないこと。

- d 貯留設備等については、平面図に位置、寸法または有効容量を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

- e 危険物を貯蔵し、または取り扱う部分の工作物にあっては架構図（架構等の姿図）および構造図を、防火塀、隔壁等にあつては位置を示した平面図および構造図を添付すること。

- f タンク、塔槽類等、危険物取扱設備（以下「タンク等」という。）については、構造図を添付すること。ただし、小規模な危険物取扱設備等（タンク等の支柱、油面計等の付属設備を含む。）については、配置図等に位置、材質等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないものであること。

- (a) タンク等の支柱等については、上記の構造図に支柱等の構造等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

- (b) 液面計等の付属設備については、上記の構造図に取付位置、材質等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

- (c) 鋼製の地下貯蔵タンクに鋼板を間げきを有するように取り付け、かつ、危険物の漏れを常時検知することができる設備を設けたタンク（以下「SSタンク」という。）

のうち、「鋼製二重殻タンクに係る規定の運用について」  
(平成3年消防危第37号)中の図1-1から図5-2の  
例による場合は、強度計算書等の添付は要しないこと。

(d) 鋼製の地下貯蔵タンクに強化プラスチックを間げきを有するように被覆し、かつ、危険物の漏れを検知するための設備を設けたタンク（以下「SFタンク」という。）のうち、危険物保安技術協会の型式試験確認済証が貼付されたタンクを使用する場合は、強度計算書の添付は要しないこと。

(e) 強化プラスチック製の地下貯蔵タンクに強化プラスチックを間げきを有するように被覆し、かつ、危険物の漏れを検知するための設備を設けたタンク（以下「FFタンク」という。）にあつては、危険物保安技術協会が交付した「試験確認結果通知書」の写しおよび認定情報によって示される構造等の仕様書、図面等と照合できる図面等を添付すること。

(f) 危政令第13条第3項に規定する危険物の漏れを防止できる構造の地下貯蔵タンクのうち「地下貯蔵タンクの漏れ防止構造について」（昭和62年消防危第75号）図1-1から図5の例による場合は、強度計算書等の添付は要しないこと。

g 計装機器等（危険物の取り扱いを計測または制御するための機器をいう。）は、配置図等に位置、機能等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

なお、大型製造プラント等、多数の設備を有する施設においては、フロー図等に計装機器等の概要を記載することによることができること。

h 危険物取扱設備と関連のある非対象設備等（危険物の貯蔵または取り扱い上安全性に影響するものをいう。）および危険場所（可燃性蒸気が漏れまたは滞留し、何らかの点

火源により爆発等のおそれがある場所をいう。以下同じ。)にある危険物取扱設備と関連のない非対象設備は、配置図等に名称、防爆構造（防爆対策を含む。）等を記載することにより、別途構造図等の添付を要さないこと。

なお、大型製造プラント等、多数の設備を有する施設においては、フロー図等に計装機器等の概要を記載することによることができること。

i 危険物取扱設備と関連のない非対象設備（危険物の貯蔵または取り扱い上安全性に影響しないものをいう。）で危険場所にないものは、配置図等に名称、材質を記載することにより、別途構造図等の添付を要さないこと。

j 地上配管

(a) 製造所および一般取扱所の地上配管は、多数の配管を設置する施設の場合、フロー図等に材質、口径等を記載することにより、配置図等の配管ルート等の記載を省略することができること。ただし、保有空地内に敷設する配管については、次の(b)の施設範囲外に敷設する地上配管の例によること。

(b) 製造所および一般取扱所以外の危険物施設ならびに製造所等の施設範囲外に敷設する地上配管は、配管ルートを配置図等に記載すること。

また、敷設断面、配管支持物（耐火措置を含む。）等については、一定箇所ごとの断面、構造等の状況を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

なお、大型製造プラント等においてはフロー図等に、設置に係る設計条件（保有空地、他の施設等の通過状況、構内道路の横断状況、配管支持物の状況等）を記載することにより、配管ルート等の記載を省略することができること。

- (c) 上記(b)のほか、配管の敷設位置、敷設方法、材料、構造、耐火性等を示した設置図および配管構造図の添付は、審査にあたり具体的な必要性が認められる場合とし、その判断にあつては、「申請・届出書類の合理化について」（平成13年消防危第39号）を参考にすること。
- (d) 構造計算書等
  - 計算のための諸条件、計算式および計算結果のみを記載したものとするができること。
- k 地下配管については、配管ルートを設置図等に記載すること。また、敷設断面、腐食防止措置（電気防食措置の場合にあつては位置および構造）については、一定箇所ごとの断面、敷設状況等を設置図等に記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。
- l 構造計算書等については、計算のための諸条件、計算式および計算結果のみを記載したものとすることができること。
- m 電気設備について
  - (a) 危険場所の電気設備については、設置図等に位置、防爆構造記号および等級等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。また、電気配線については、各配線システムのルートおよび構造（施工方法等）を設置図等に記載すること。
  - (b) 危険場所以外の電気設備については、電気設備の記載は要さないこと。また、電気配線については、設置図等へ主電源等から危険場所に至る主配線のルートおよび耐火壁を貫通する場所、保有空地上を通過する場合のみ記載することとし、その他の電気配線のルートについては、記載を要さないこと。
- n 構造設備明細書については、設備、機器等を多数設置する場合、設備、機器等のリストを別紙として添付すること

ができること。

- 第4種および第5種を除く消火設備、警報設備の設計書については、計算のための諸条件、計算結果のみを記載したものとすることができること。

(エ) 代理人による許可申請

設置者と申請者が異なるときは、当該申請に係る権原を委任する旨の書面（委任状）を添付させること。また、申請者とは、法令上正当に命令の内容を履行し得る者、すなわち法律上の地位にある（「禁止、停止もしくは制限」等をなし得る）権原を有する者をいうこと。（平成25年道照会）

なお、申請者の代理人として、設備業者等による申請にあつては、市規程第3条の規定により委任状を添付させること。

また、次のいずれかにより委任状の真正性を確認すること。

- a 申請者および代理人の押印
- b 委任関係が証明できる書類の添付
  - (a) 許可申請等に係る工事の契約書
  - (b) 申請者および代理人のメールの送受信記録
  - (c) その他 委任関係が証明できる書類

委任状 作成例

<b>委 任 状</b>	
私は、株式会社 ○○函館営業所 所長 ○○ ○○ を代理人と定め 函館市東雲町5番9号 の 危険物製造所 を設置 <del>（変更）</del> することについて、下記の権限を 委任いたします。	
記	
危険物の規制に関する法令の規定による次の申請手続きに関すること。	
1	設置 <del>（変更）</del> 許可申請
2	完成検査申請
3	仮使用承認申請
4	申請書類の訂正
5	消防手数料の納入
6	復代理人の指定（選任）
○年○月○日	
委任者	住所 ○○○○ 氏名 ○○ ○○
代理人	住所 ○○○○ 氏名 ○○ ○○

## イ 製造所，一般取扱所

位置，構造および設備の図面ならびに書類等は，次のとおりとする。

- (ア) 危険物施設全体のフローシート
- (イ) 建築物関係
- (ウ) 危険物施設機器
- (エ) その他貯蔵または取り扱いの形態により，各製造所等の区分に準じて編さんすること。

## ウ 屋内貯蔵所

位置，構造および設備の図面ならびに書類等は，次のとおりとする。

- (ア) 建築物関係
- (イ) 架台の設計図書および計算書
- (ウ) 油種別貯蔵図および容器の材質

## エ 屋外タンク貯蔵所

位置，構造および設備の図面ならびに書類等は，次のとおりとする。

- (ア) タンク容量計算書
- (イ) タンク構造計算書および施工要領書
  - 地盤の極限支持力度と地震による最大応力に関する検討
  - a 本体の許容力および応力の算定（耐震および耐風圧構造に関する検討，固定のためのボルトを設けるものにあってはその強度計算書）
  - b 大気弁・通気口の容量検討（JIS B 8501）
  - c その他必要と認められる書類
- (ウ) タンク本体製作図
- (エ) その他貯蔵する危険物の性状により不可欠となる設備
- (オ) 防油堤（自重，液圧，地震の影響への評価計算書含む。）
- (カ) 基礎構造図，地盤製造図等

## オ 屋内タンク貯蔵所

位置，構造および設備の図面ならびに書類等は，次のとおりとする。

- (ア) タンク容量計算書
- (イ) 位置図
- (ウ) 建築物関係
- (エ) 危政令第12条第2項第8号に基づく漏れた危険物を収納できる旨の容量計算書
- (オ) タンク本体製作図
- (カ) その他貯蔵する危険物の性状により必要とされる設備

カ 地下タンク貯蔵所

位置，構造および設備の図面ならびに書類等は，次のとおりとする。

- (ア) タンク容量計算書
- (イ) 位置図
- (ウ) タンク本体製作図
- (エ) その他貯蔵する危険物の性状により不可欠となる設備
- (オ) 地耐力に対する検討
- (カ) 浮力に対する検討
- (キ) 土木関係設備
- (ク) 漏れ検知設備等の仕様書

キ 簡易タンク貯蔵所

位置，構造および設備の図面ならびに書類等は，次のとおりとする。

- (ア) タンク容量計算書
- (イ) 位置図
- (ウ) 建築関係
- (エ) タンク本体製作図

ク 移動タンク貯蔵所

位置，構造および設備の図面ならびに書類等は，次のとおりとする。

(ア) 共通事項

- a 各図面の記載要領は、「移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続および設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針について」（平成9年3月26日消防危第33号）により記載すること。
- b 常置場所について、自社（自己）所有地以外にあっては、土地の承諾書等を添付させるよう指導すること。

(イ) 積載式移動タンク貯蔵所は前記(ア)のほか、次に掲げること。

- a 貯蔵が予想されるすべての危険物の類・品名・化学名・数量および指定数量の倍数の一覧表
- b 日本海事検定協会等の検査証明書の写しまたはタンク検査済証の写し（積載式移動タンク貯蔵所のうち国際輸送用のみ）なお、危政令第15条第5項に該当する国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所にあつては上記に示すもののほか、タンクコンテナに係る海上輸送に責任のある各国政府機関もしくはこれに係る機関の許可書またはこれに類する書類に写しを添付させ、タンクコンテナに係る構造および設備に係る図面は、完成検査の実施に支障ない範囲のものとする。

(ロ) 移動タンク貯蔵所の常置場所の変更許可申請（市外からの転入）に必要な書類は、次に掲げること。

- a 変更する常置場所の位置の図面
- b 申請書には、次の書類の写しを添付すること。
  - (a) 変更前の最新の許可書およびこれに添付されて返却された申請図書
  - (b) タンク検査済証
  - (c) 変更前の最新の完成検査済証
  - (d) 危険物製造所等譲渡引渡届出書（旧行政庁に届出されたもの）

(e) 設置に係る許可書および完成検査済証

c その他必要に応じ添付するもの

(a) 危険物製造所等品名，数量または指定数量の倍数変更届出書

(b) 譲渡，引渡に関する委任状等（申請者が，直接新行政庁に対し，常置場所の変更許可申請と譲渡引渡届出を同時に行う場合）

ケ 屋外貯蔵所

位置，構造および設備の図面ならびに書類等は，次のとおりとする。

(ア) 外観および外寸

(イ) 架台の設計図書および計算書

(ウ) 油種別貯蔵図

コ 給油取扱所

位置，構造および設備の図面ならびに書類等は，次のとおりとする。

(ア) 給油取扱所求積図および空地求積図

(イ) 平面図および勾配図

(ウ) 立面図および断面図

(エ) 矩計図

(オ) 展開図および建具表

(カ) 土木図

(キ) 貯留設備等の構造図

(ク) 地下貯蔵タンクに係る図書（上記カに定めるもの。）

(ケ) 附随設備関係

(コ) 固定給油設備および固定注油設備関係

離隔距離（危政令第17条第1項第13号に定める距離をいう。）を表す図書および下記に示すもの（固定給油設備および固定注油設備（以下「固定給油設備等」という。）で，危険物保安技術協会の型式試験確認を受けたもの（以下「確認済機種」

という。)にあっては、次の書類以外は必要ないものであること。)

なお、確認済機種は給油取扱所に設置する場合のみ有効であり、一般取扱所等に設置する場合には、確認済機種としては扱われないものであること。

a 給油取扱所構造設備明細書に型式機種名および確認番号(固定給油設備等に貼られている型式試験確認済証の番号ではないので、注意すること。)を記載すること。

b 固定給油設備等の型式試験確認証明書の写し

c 外型構造図

(4) 確認済機種以外の固定給油設備等にあっては、次の書類を添付すること。

a 固定給油設備等の仕様書

b 外観構造図(材質を含む。)

c 先端弁構造

d ポンプ吐出部以降の給油管および送油管のうち弁、計量器等を除く部分の配管圧力試験成績書。ただし、昭和62年5月1日以前に設置されている確認済機種以外の機種を移設(当該許可施設以外でも可。ただし、昭和62年5月1日以前に設置の許可を受けているものに限る。)する場合は、配管圧力試験成績書を省略することができる。

(5) 危政令第17条第1項第16号に定める床面積の変更がある場合または設置の許可申請時に限り、危規則第25条の6に規定する屋内給油取扱所に該当するかどうかの計算式を添付すること。

(6) その他緊急時に必要となる設備の仕様書

サ 販売取扱所

位置、構造および設備の図面ならびに書類等は、次のとおりとする。

(7) 建築関係(全体図、配置図、主要構造部、出入口、窓の構

造および材質，床の構造および傾斜ならびに貯留設備等の設置，区画の位置，構造等）

シ 移送取扱所

位置，構造および設備の図面ならびに書類等は，次のとおりとする。

- (ア) 計算書（配管強度，架台強度等）
- (イ) 配管系の安全装置等（運転監視装置，安全制御装置，圧力安全装置，漏えい検知装置，緊急しゃ断弁，感震装置，通報装置，警報装置，巡回監視車，予備動力源等）
- (ウ) その他取り扱う危険物の設備

4 設置，変更等の申請に係る事務処理手続き

製造所等の設置または変更の許可および完成検査の申請に係る事務処理手続きは，次のとおりとする。（昭和39年自消丙予発第15号）

- (1) 製造所等の設置または変更許可申請後であって，当該申請に係る許可前に，申請内容を変更する場合の取り扱いについて

この場合は，申請内容の訂正として取り扱い，許可手数料を重ねて徴収することはない。ただし，申請の変更により，申請に係る危険物の貯蔵または取扱最大数量に変更を生じ，したがって許可手数料に変動をおよぼすものにあつては，同章第4節「消防手数料の徴収」に定めるところにより徴収すること。

- (2) 製造所等の設置の許可後であって，当該製造所等の位置，構造および設備に対する完成検査前に，当該許可に係る製造所等の位置，構造および設備を変更する場合の取り扱いについて

この場合は，変更許可を要するものとして取り扱い，その手数料については，変更後の製造所等の危険物の数量を基準として，同章第4節に定めるところにより処理すること。

- (3) 製造所等の設置の許可後であって，当該申請に係る完成検査を受けるまでの間に，当該製造所等の位置，構造および設備の変更申請を行い，当該変更について許可を受けた後更に，その製造所等の位置，構造および設備を変更する場合の取り扱いについて

この場合は、(2)同様変更許可として取り扱い、その手数料については、同章第4節に定めるところにより処理すること。

## 5 製造所等の変更工事に係る取扱い

製造所等において維持管理等を目的とする工事が行われる結果、製造所等に変更が生じる場合において、法第10条第4項の位置、構造および設備の技術上の基準（以下「法令の基準」という。）の内容と関係が無い工事（以下「軽微な変更工事」という。）については、変更の許可を要しないこと。

（平成9年消防危第36号，平成9年消防危第104号，平成13年消防危第50号，平成14年消防危第49号）

(1) 軽微な変更工事に係る用語の定義は、次によること。

ア 「設備等」とは、製造所等を構成する建築物その他の工作物または機械器具その他の設備をいう。

イ 「対象設備」とは、設備等のうち、危険物を貯蔵し、または取り扱う部分をいい、法令の基準の適用を受ける設備等をいう。

ウ 「非対象設備」とは、設備等のうち、対象設備以外の設備等をいう。

エ 「取替」とは、設備等を既設のものと同等の種類、機能および性能等を有するものに交換し、または造り直すことをいい、「改造」に該当するものを除くことをいう。

オ 「補修」とは、設備等の損傷箇所等の部分を修復し、現状に復することをいい、「改造」に該当するものを除くことをいう。

カ 「撤去」とは、設備等の全部または一部を取り外し、施設外に搬出することをいう。

キ 「増設」とは、新たに設備等を設置することをいう。

ク 「移設」とは、設備等の設置位置を変えることをいう。

ケ 「改造」とは、設備等の全部または一部を交換、造り直し等を行い、設備等の構成、機能および性能を変えることをいう。

コ 「危険場所」とは、可燃性蒸気または可燃性微粉の滞留するおそれのある場所をいう。

(2) 軽微な変更工事

軽微な変更工事は、第1表に掲げる区分によること。

なお、区分による変更工事以外で、変更の内容がこれらと類似または同程度であると認められるものについては、軽微な変更工事として取り扱うことができること。

(3) 届出の対象

対象設備は、第1表に掲げる変更の届出を要する工事とし、非対象設備にあつては、本体の新設または移設の工事とすること。

なお、非対象設備の新設または移設により、製造所等の位置、避雷設備、消火設備および警報設備の基準に変更を生じるものについては、変更許可を要すること。

(4) 届出等の手続き

変更の届出を要する工事をする場合は、市規則第5条第1項に規定する様式の届出書に変更内容および理由、付近見取図（配置図）ならびに工事内容等の資料を添付すること。

なお、同一の製造所等で変更の届出を要する工事と変更許可を要する工事を同時に行う場合は、当該変更許可申請に変更の届出を要する工事部分を含めることができるが、当該工事に係る部分については、変更許可に係る完成検査は要しないこと。

(5) 火気使用工事に係る手続き

変更の届出を要しない工事のうち溶接溶断等火花を発生する器具等を使用する工事であつて、安全対策上仮設防火扉等を設置して行う場合には、市規則第5条第2項に規定する様式の届出書に資料を添付すること。

なお、許可申請および仮使用承認申請において、溶接溶断等火花を発生する器具の使用場所を確認できる場合は、重複して資料の提出を求めないこと。

第1表 軽微な変更工事の区分

構造, 設備等の名称	軽微な変更工事	
	変更の届出を要する工事	変更の届出を要しない工事
1 建築物		
屋根(キャノピーを含む。), 壁, 柱, 床, はり等		補修
防火上有効でない間仕切壁	増設, 移設, 改造, 撤去	取替, 補修
内装材		取替, 補修, 撤去
防火設備		取替, 補修
防火戸の自動閉鎖装置		取替, 補修※
ガラス, 窓枠または窓		取替, 補修
階段		取替, 補修
地盤面		補修
2 工作物		
保安距離または保有空地の代替措置の塀, 隔壁		補修
架構		補修
配管, 設備等の支柱, 架台, 耐火措置	取替	補修
歩廊, はしご等		取替, 補修
3 保有空地		
植栽	増設, 移設, 改造	取替, 補修, 撤去
4 タンク等		
犬走り, 法面, コンクリートリング等	補修	
屋根支柱, ラフター, ガイドポール等	補修	
屋外タンク支柱の耐火措置		取替, 補修
階段, はしご, 手摺り等	取替	補修
タンク元弁		取替, 補修
可撓管継手	取替(認定品以外)	取替(認定品)
通気管(地上部分に限る。)	取替, 改造(無弁通気管または大気弁付通気管に変更する場合に限る。)*	補修
サクシオンヒーター, ヒーターコイル等の加熱配管等	取替(対象設備)*	取替(非対象設備)*
内面コーティング	増設, 移設, 改造, 撤去, 取替*	補修
雨水侵入防止措置		増設, 移設, 改造, 撤去, 取替, 補修
5 危険物配管等		
配管(地下配管および移送取扱所を除く。)	補修, 撤去, 取替(概ね2m以上10m以下, かつ, 全長の1/2以下のもの)*	補修, 撤去, 取替(概ね2m以下の短配管)*
配管(地下配管および移送取扱所を除き, フランジで接続されるものに限る。)	補修, 撤去	取替
配管のベントノズル, ドレンノズル, サンプリングノズル等(移送取扱所を	増設, 移設, 改造	取替, 補修, 撤去

除く。)		
配管の加熱または冷却装置(対象設備)	取替※	補修※
配管の加熱または冷却装置(非対象設備)		取替, 補修※
配管の保温(冷)材	撤去	取替, 補修
配管ピット, 注入口ピット, 地下配管 接合部の点検ます		取替, 補修
給油ホース, 給油ノズル, 結合金具		取替, 補修※
弁等(移動貯蔵タンクの底弁および移 送取扱所を除く。)	撤去	取替, 補修
6 危険物機器, 設備等		
ポンプ設備(移送取扱所を除く。)	取替, 撤去	補修
熱交換器	撤去	取替, 補修
熱交換器のチューブハンドル		取替※
熱交換器に附属する送風設備(電動機 を除く。), 散水設備等		取替, 補修
攪拌装置(電動機を除く。)	撤去	取替, 補修
炉材		取替, 補修
反応器等の覗き窓ガラス		取替, 補修
加熱または乾燥設備に附属する送風, 集塵装置(電動機を除く。)	撤去	取替, 補修
波返し, とい, 受け皿等飛散防止措置	撤去	取替, 補修
ローディングアーム, アンローディン グアーム(移送取扱所を除く。)	取替, 撤去	補修
ローラーコンベア等危険物輸送設備(電動 機を除く。)	撤去	取替, 補修
ガス回収装置	取替, 撤去	補修
保温(冷)材(屋外タンク貯蔵所本体 に係るものを除く。)		撤去, 取替, 補修
換気設備(強制排出設備, ダクト等を 含む。)	取替	補修
電気防食設備		取替, 補修
7 制御装置, 安全装置		
圧力計, 温度計, 液面計等現場指示型 計装設備	増設, 撤去, 改造	撤去, 取替, 補修
安全弁, 破裂版等安全装置		取替, 補修
温度, 圧力, 流量等の調節等を行う制御装 置(駆動源, 予備動力源を含む。), 緊急 遮断(放出)装置(安全弁等を除く。), 反 応停止剤供給装置等の緊急停止装置(駆動 源, 予備動力源, 不燃性ガス封入装置を含 む。)	取替	補修
8 防油堤および排水設備等		
防油堤(仕切堤を含む。)		補修
防油堤水抜弁	増設, 移設, 改造, 撤去	取替, 補修

防油堤水抜弁の開閉表示装置	増設, 移設, 改造, 撤去	取替, 補修
防油堤の階段	取替	補修
9 防油堤および排水設備等		
排水溝, ためます, 油分離槽, 囲い等	取替	補修
地盤面または舗装面 (地下貯蔵タンクの上部スラブを除く。)		補修
10 電気設備		
電気設備	増設, 移設, 改造, 撤去	取替, 補修
避雷設備	取替※	補修
静電気除去装置		取替, 補修
11 消火設備		
消火設備 (全般)		補修
ポンプまたは消火薬剤タンク	取替	補修
第1～3種消火設備 (散水, 水幕設備を含む。)の配管, 消火栓本体, 泡チャンパー等の放出口	取替 (泡ヘッドを除く。)	取替 (泡ヘッドに限る。)
第1～3種消火設備の弁, ストレーナー, 圧力計等		取替, 補修
第4, 5種消火設備, 泡消火薬剤	増設, 移設, 改造	取替, 補修
12 警報設備		
警報設備 (全般)		補修
自動火災報知設備の受信機, 感知器		取替
警報設備 (自動火災報知設備を除く。)	増設, 移設, 改造	取替, 補修
13 その他		
標識, 掲示板	増設, 移設, 改造	取替, 補修
その他		塗装工事 点検のための設備等の分解・清掃, 組立等の一連工事
14 製造所および一般取扱所		
ボイラー等のバーナーノズル		取替, 補修
塗装噴霧ノズル, ホース等		取替, 補修
運搬容器の充てん設備	撤去, 取替※	補修
固定注油設備		取替 (認定品), 補修
15 屋内貯蔵所		
ラック式以外の棚	増設, 移設, 改造※	撤去, 取替, 補修※
ラック式の棚	取替	補修
冷房装置等	取替	補修
16 屋外タンク貯蔵所		
ローリングランダー	取替	補修
ポンツーン	補修	
浮き屋根のウェザーシールド		取替, 補修
浮き屋根のシール材	取替	補修
ルーフドレン	取替	補修
保温 (冷) 材	取替※	補修

流出危険物自動検出警報装置	取替※	補修
17 屋内タンク貯蔵所		
出入口のしきい		取替, 補修
18 地下タンク貯蔵所		
上部スラブ	補修	
マンホールプロテクター	取替	補修
漏洩検知設備	取替※	補修※
19 簡易タンク貯蔵所		
固定金具		取替, 補修
20 移動タンク貯蔵所		
底弁	補修※	
底弁の手動または自動閉鎖装置	取替	補修
マンホールまたは注入口のふた, マンホール部の加熱または粉塵カバー		取替, 補修
品名数量表示板, Uボルト		取替, 補修
可燃性蒸気回収ホース, 注入ホース		取替, 補修
箱枠	取替, 補修	
後方確認用テレビカメラ		増設※
コンタミ防止装置	増設, 移設, 改造 (エア 一等による底弁, 吐出弁 の作動方式を除く。危険 場所に防爆機器を設置す るものを含む。) ※	撤去, 取替, 補修※
常置場所の変更	同一敷地内の変更(注1)	
交換コンテナの追加	IMDGコードに適合し, 緊 結装置に適合性のある国 際交換コンテナの追加	
21 屋外貯蔵所		
周囲の柵, シート固着装置		取替, 補修
ラック式棚, 固体分離槽	取替	補修
22 給油取扱所		
防火塀, 犬走り, アイランド等		補修
日除け等 (キャノピーを除く。)	増設, 移設, 改造 (上屋の面積に変更が無 いこと。)	撤去, 取替, 補修
サインポール, 看板等	増設, 移設, 改造 (危険 場所以外, 基礎工事を含 むものを除く。) ※	撤去, 取替, 補修
給油量表示装置	増設, 移設, 改造 (危険場所以外)	取替, 補修, 撤去
カードリーダー等省力機器	増設, 移設, 改造	取替, 補修, 撤去
通気管のガス回収装置	増設	取替, 補修, 撤去
ローリー用アースターミナル 固定給油・注油設備	増設, 移設, 改造, 撤去 取替 (注2, 3)	取替, 補修 補修

セルフ用監視機器，放送機器等	取替※	
セルフ表示		取替，補修
混合燃料油調合機，蒸気洗淨機，洗車機，オートリフト等	取替，撤去 (危険場所以外)	補修
自動車の点検等に使用する機器等（オートリフト等を除く。）	増設，移設，改造 (危険場所以外)	取替，補修，撤去
セールスルーム(含むショップ)内の電気設備，給排水設備	増設，移設，改造 (危険場所以外)	取替，補修，撤去
給油，注油支障設備	取替	撤去，補修
その他	土壌の調査	
23 販売取扱所		
延焼防止用のそで壁，ひさしまたは垂れ壁	取替	補修
棚		取替，補修，撤去
24 移送取扱所		
漏洩検知口		取替，補修
漏洩検知設備	取替	補修
土盛り等漏洩拡散防止設備		取替，補修
衝突防護設備		取替，補修
監視小屋		取替，補修
ポンプ設備	補修	
切替弁，制御弁等		取替，補修
緊急遮断弁	取替	補修
ピグ取扱装置	取替	補修
感震装置	取替	補修
巡回監視車		取替，補修
<p>別表中，※は指導事項をいう。</p> <p>注1：屋外→屋外，屋内→屋外，屋内→屋内への変更に該当するもの。 屋外→屋内へ変更するものは「変更許可」を要すること。</p> <p>注2：固定給油設備等において，次の場合は「取替」に該当せず，「変更許可」を要すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 認定品（基準適合品）以外のものに取り替える場合</li> <li>(2) 給油ホースの長さに変更がある場合（既設のホースより長くなる場合に限る。）</li> <li>(3) 地上式固定給油設備等を懸垂式固定給油設備等に取り替える場合</li> <li>(4) ポンプ設備を油中ポンプ設備に取り替える場合</li> <li>(5) 吐出量の異なる固定給油設備等を取り替える場合（例 ガソリン固定給油設備から軽油用固定給油設備へ）</li> <li>(6) 給油ホースの本数に変更がある場合</li> </ol> <p>注3：可燃性蒸気流入防止構造において，次の場合は「取替，補修」に該当せず「変更許可」を要すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 可燃性蒸気流入防止構造を有しない固定給油設備等から可燃性蒸気流入防止構造を有する固定給油設備等に取り替える場合</li> <li>(2) 可燃性蒸気流入防止構造を有する固定給油設備等から可燃性蒸気流入防止構造を有しない固定給油設備等に取り替える場合</li> <li>(3) 可燃性蒸気流入防止構造の方式を変更する場合</li> </ol>		

## 6 仮使用の承認

法第11条第5項ただし書の規定による危険物製造所等の仮使用の承認申請に対する承認を行うときは、次の事項に留意すること。

### (1) 審査処理

製造所等の仮使用承認申請の処理は、市規程第6条の規定により、この基準に基づき審査表を作成すること。

### (2) 仮使用の承認対象

ア 仮使用の承認対象は、変更工事に係る部分以外の部分で、当該変更工事においても、火災の発生および延焼のおそれが著しく少ない部分とすること。

イ タンク内に危険物が貯蔵されているときは、危険物施設を使用していることとなるので、変更許可の際に仮使用の承認が必要となること。

なお、地下貯蔵タンクに限り、火災予防上必要な措置が講じられている場合は、当該タンクに危険物が残存していても、使用していないものとみなすことができること。

### (3) 承認条件等

仮使用を承認する場合は、工事の規模、内容等の実態に応じ、次に掲げる事項のうち必要と認める事項について、適合していなければならないものであること。

#### ア 各種工事に共通する事項

##### (ア) 安全な工事工程計画

災害防止のため、無理のない作業日程、工事工程等が組み立てられていること。

##### (イ) 安全管理組織の確立

a 設置者側事業所および元請、下請等の工事施工業者すべてを対象とした安全管理組織が編成され、責任体制の明確化が図られていること。

b 災害発生時または施設に異常が生じた場合など緊急時に

おける対応策が確立されていること。

(ウ) 火気管理

a 火気または火花を発生する器具を使用する工事および火花の発生するおそれのある工事が行われないこと。ただし、火災予防上十分な措置が講じられている場合は、この限りでないこと。

b 火気使用の規制範囲および規制内容が明確であること。

c 火気使用場所直近に、消火器等が配置されていること。

(エ) 工事場所は、工事に必要な十分な広さを保有すること。

なお、営業用の給油取扱所にあつては、業務の特殊性から、上記のほか、変更工事部分以外の部分に危政令第17条第1項2号に規定する給油空地および同項第3号に規定する灯油もしくは軽油を容器に詰め替え、または車両に固定された容量4,000ℓ以下のタンクに注入するための空地(以下「注油空地」という。)を確保する必要があること。

(4) 工事場所と仮使用場所の区画

ア 工事場所と仮使用場所とが明確にされ、かつ、工事場所と仮使用場所との間は工事内容に応じた適切な防火区画等が設けられていること。

イ 仮使用場所の上部で工事が行われる場合は、工具等の落下を防止するための仮設の水平区画が設けられていること。

なお、当該区画およびこれを支える仮設の柱等は、不燃材料で造るとともに、区画の大きさは、仮使用場所の実態に応じたものであること。

また、給油取扱所(危政令第17条第2項に規定する屋内の給油取扱所を除く。)においては、当該水平区画の水平投影面積を含め屋内の給油取扱所に該当させないようにすること。

ウ 仮使用場所から危険物または可燃性蒸気が工事場所に流入しないよう有効な措置が講じられていること。

エ 工事場所の周囲には、仮囲い、バリケード、ロープ等を設け

るなど、関係者以外の者が出入りできないような措置が講じられていること。

オ 照明および換気の設備

工事に用いる照明器具等は、火災予防上支障がないものを用いるとともに、必要に応じて換気が十分行われること。

カ 仮施設・設備等の安全措置

工事に伴い、仮設の堀、足場、昇降設備、電気設備等を設置する場合にあつては、危険物施設に危害をおよぼさないような安全対策が講じられていること。

キ 防火堀、排水溝、油分離装置、通気管等の危政令の基準による設備を撤去し、または機能を阻害する場合には、これに代わる仮設備を設けること。

なお、この場合、仮設備に係る変更許可申請は不要であること。

ク 承認を受けた後、仮使用を開始する場合には、当該仮使用をする場所の見やすい箇所に市規則第6条第2項による「仮使用承認済」の掲示板を設けること。

ケ 作業記録の保管

作業経過、検査結果等を記録し保管する等、工事の進捗状況が把握できる体制が確保されていること。

(5) 作業内容別事項

ア 危険物の抜き取り作業等

(ア) 可燃性蒸気をみだりに放出させない措置が講じられているとともに、随時周囲の可燃性蒸気等の有無をチェックする体制が確立されていること。

(イ) 多量の危険物を抜き取る場合は、空気等による圧送以外の方法により行うこと。

(ウ) 危険物を抜き取り後、設備または配管内の可燃性蒸気が完全に除去され、又は不活性ガス等による置換が行われること。

(エ) 静電気の発生するおそれのある危険物を容器等に受け入れ

る場合は、当該容器等を有効に接地し、または危険物の流速を制限する等の静電気災害を防止する措置が講じられていること。

イ 溶接，溶断作業

(ア) 溶接，溶断を行う設備・配管と他の部分とは確実に遮断するとともに，溶接，溶断を行う部分の危険物等可燃性のものは完全に除去すること。

(イ) 溶接等の際，火花，溶滴等の飛散，落下により周囲の可燃物に着火するおそれのある場所には，必要な保護措置を講ずること。

ウ 廃止のタンク

変更工事に伴い危険物を貯蔵し，または取り扱うタンクを廃止する場合には，当該タンクの処置について安全対策を講ずること。

エ その他工事の内容に応じた必要な保護措置を講ずること。

(6) 承認申請の時期

ア 仮使用承認申請は，変更許可申請と同時に受け付けることができること。

イ 変更許可に係る工事に着手する前までに承認を受けること。

(7) 承認申請に添付する図書

仮使用承認申請書の添付図書は，変更の工事に際して火災予防上の措置について記載した図書とし，変更許可申請書に添付した書類の重複添付は要さないこと。

ア 仮使用の承認を受ける範囲の示された図面

イ 仮使用時における工事計画書，工事工程表，安全対策等に関する図書

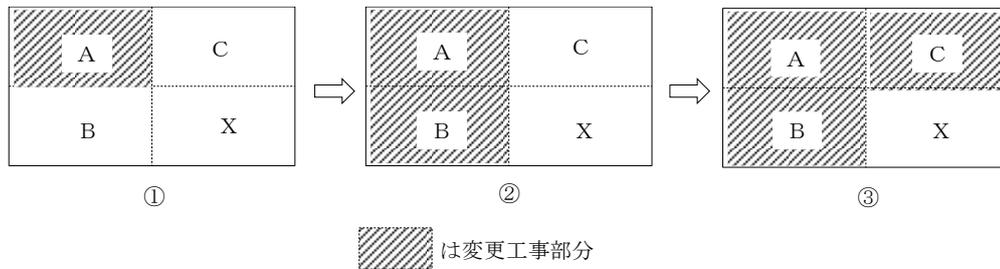
(8) 一連の変更工事を一の変更許可で行う場合の仮使用の承認

ア 施設の部分的な変更

次図の斜線で示す部分の，変更工事がA，BおよびCと段階的に行われることが計画上明確となっている場合は，1件の仮

使用承認として扱うものとし、危規則第5条の2に規定する申請書に一括して記載されていること。

なお、この場合の仮使用範囲は段階的に縮小していくものであり、仮使用範囲は拡大しないこと。

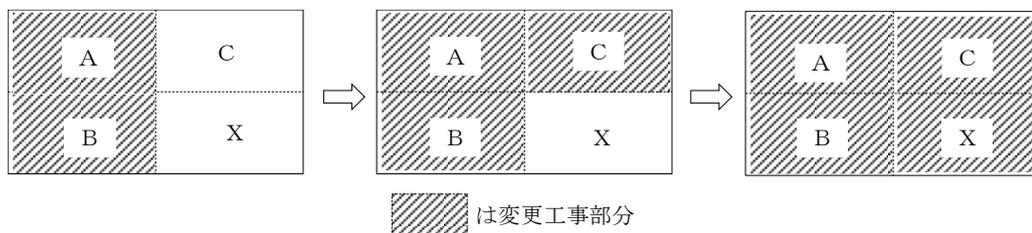


例示の場合、変更工事の進行に伴う仮使用部分は、次によること。

- ① 変更工事部分がAの時は、B、CおよびXの部分となる。
- ② 変更工事部分がAからBに進行した時は、CおよびXの部分となる。
- ③ Bの変更工事に引き続き、変更工事部分がCとなる場合における仮使用部分は、Xの部分となる。

## イ 施設全体の変更

変更工事が次図のように段階的に行われ最終的に施設全体におよぶ場合でも、仮使用ができるものであること。



## (9) 複数の変更工事を複数の変更許可で行う場合の仮使用の承認

### ア 複数の変更工事について

一の製造所等における複数の変更工事については、変更工事ごとに変更許可をすることができるものであること。この場合、一の変更工事とするか複数の変更工事とするかは、設備機器の配置や関連性から判断するものであり、複数の変更許可として申請する場合、個々の変更工事についての関連を判断するため、工事計画書等により確認すること

また、複数の変更許可申請ができるものとは、変更工事を終了した部分が完成検査を実施した後、当該部分が技術上の基準に適合した施設として稼働することができること。

#### イ 仮使用について

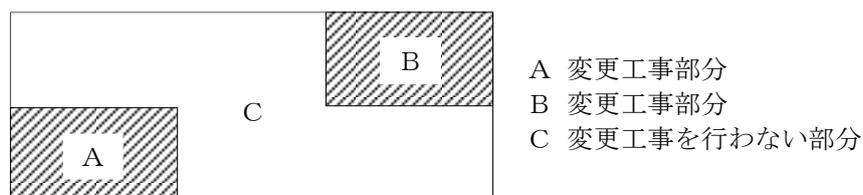
一の製造所等で、複数の変更工事が行われている場合における仮使用については、現に変更工事が行われている部分を確実に把握し、工程や作業日程に無理がなく、複数の工事箇所における危険要因が相互に把握され、必要な安全対策が講じられていること等、製造所等全体の安全を確認したうえで、承認する必要があること。

なお、複数の変更許可に伴う仮使用承認場所は、現に変更工事を行っている部分以外の部分や変更工事が終了し完成検査済証が交付された部分であり、製造所等の一施設に一の申請とすること。この場合、複数の変更許可申請のうち、最も早く完成が予定されている変更許可申請に係る仮使用承認として、申請するよう指導すること。

また、一の仮使用承認申請により、当該製造所等の現に変更工事を実施していないすべての部分（変更工事が終了し完成検査済証が交付された部分および変更許可されたが未だ変更工事に着手していない部分を含む。）の仮使用を承認することができること。

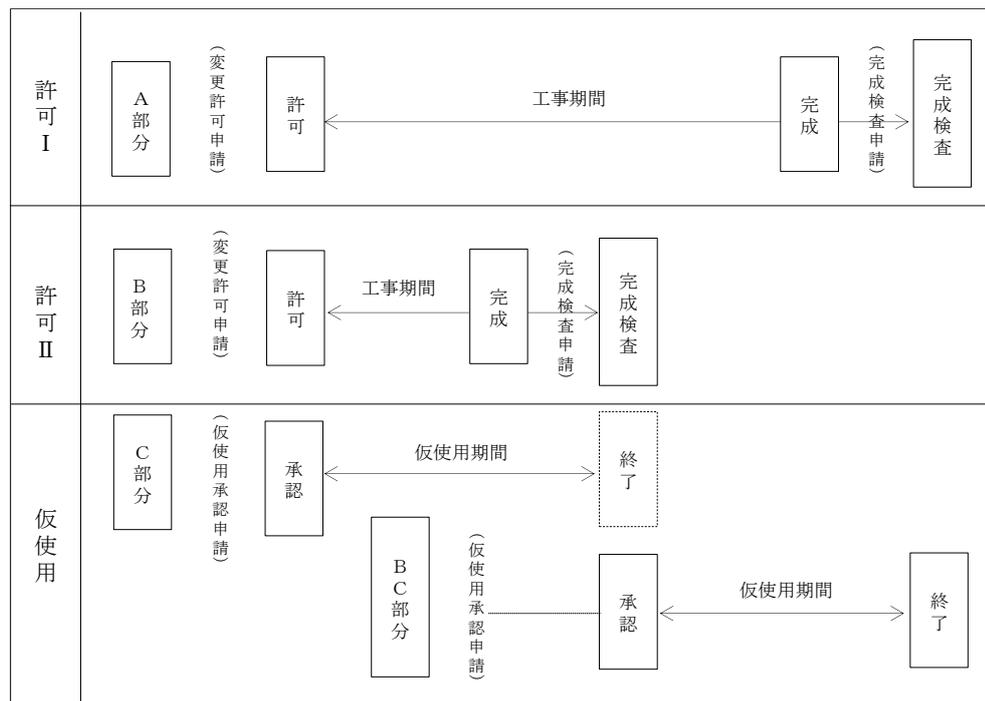
#### ウ 複数の変更工事について、それぞれの変更許可で行う例

一の製造所等において複数の変更工事が行われる場合の仮使用承認の取扱いについては、次のとおりとすること。



(ア) 工事期間が重複する複数の変更工事の場合（一の変更工事終了後，その部分について仮使用を行う場合）

複数の変更工事を工事期間に重複して実施する場合，一の変更工事の完成検査済証が交付された後であれば，改めて仮使用承認申請を行うことにより，当該完成部分を含めた部分について仮使用承認をすることができること。



a A部分およびB部分ごとの変更許可申請について，それぞれ許可 I および許可 II を行うとともに，変更部分以外のC部分の仮使用を承認すること。この場合，許可の時期は同時期でない場合もあること。

なお，最初の仮使用承認の際には，仮使用承認申請書の「変更の許可年月日および許可番号」の欄には，許可 I および許可 II の両方に係るものであることが明記されていること。

b B部分の工事終了後，当該部分の完成検査を実施し，完成検査済証を交付すること。

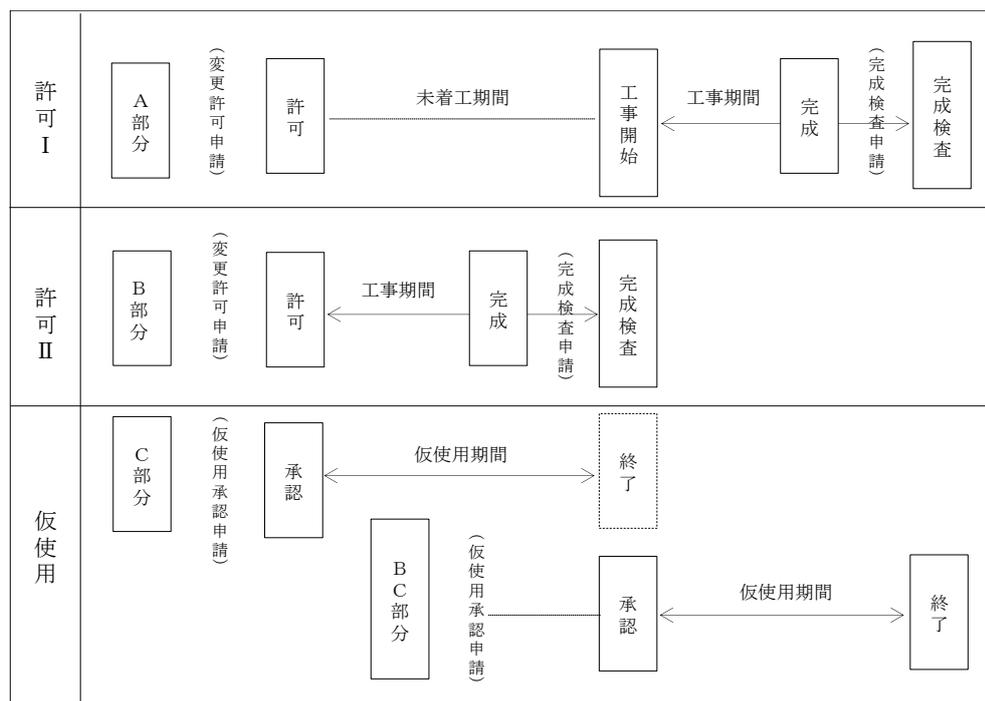
c B部分およびC部分の仮使用を承認すること。

なお、先行して完成したB部分について新たに仮使用を認める場合は、既に承認している仮使用に代えて、新たにB部分およびC部分の仮使用承認が行われること。

また、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日および許可番号」の欄に、許可Ⅰに係るものであることが明記されていること。

(イ) 工事の重複しない複数の変更工事の場合

複数の変更工事の工事期間が重複しない場合、後に変更する部分を含めて仮使用承認することができること。また、変更工事が完成した後であれば、当該完成部分を含めて仮使用を承認申請することができること。



a A部分およびB部分ごとの変更許可申請について、それぞれ許可Ⅰおよび許可Ⅱを行うとともに、許可Ⅱの変更部分以外の部分（A部分およびC部分）の仮使用を承認すること。

なお、最初の仮使用承認の際には、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日および許可番号」の欄には、許可Ⅱの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅱに係るものであることが明記されていること。

b B部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付すること。

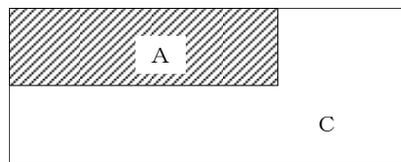
c A部分の工事が開始されるにあたり、B部分およびC部分の仮使用を承認すること。

なお、先行して完成したB部分について新たに仮使用を認める場合は、既に承認している仮使用に代えて、新たにB部分およびC部分の仮使用承認が行われること。

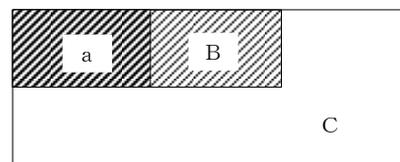
また、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日および許可番号」の欄に、許可Ⅰの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅰに係るものであることが明記されていること。

d A部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付すること。

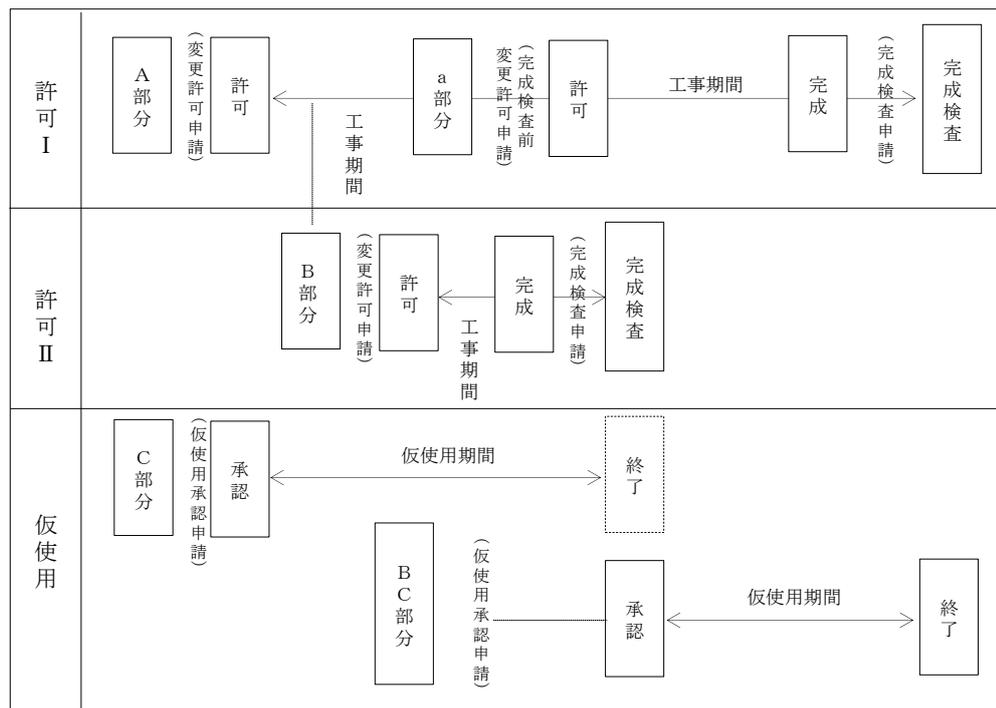
エ 変更許可後の工事期間中に一部の完成検査を行い使用する例  
変更許可後に完成検査前の変更許可を受け、当初の変更部分の一部を先行した場合、当該完成部分を含めて仮使用承認申請することができること。



第1-1図



第1-2図



- a A部分の変更許可申請を許可 I で行うとともに、変更工事に係る部分以外の部分のC部分の仮使用を承認すること。  
 なお、最初の仮使用承認は、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日および許可番号」の欄には、許可 I の変更許可番号等を記載することにより、許可 I に係るものであることが明記されていること。
- b B部分の工事が先に終了することとなり、当該部分について先に完成検査を受けることとなった場合は、許可 I の工事範囲 a 部分に縮小（許可 a）するとともに、B部分について新たに許可 II を行うこと。
- c B部分およびC部分の仮使用を承認すること。  
 なお、先行して完成したB部分について新たに仮使用を認める場合は、既に承認している仮使用に代えて、新たにB部分およびC部分の仮使用承認申請が行われるものであること。  
 また、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日および許可番号」の欄に、許可 I の変更許可番号等を記載すること

により，許可 I に係るものであることが明記されていること。

- d a 部分の工事終了後，当該部分の完成検査を実施し，完成検査済証を交付すること。

### 第3節 完成検査等

#### 1 完成検査前検査（水張検査および水圧検査に限ること。）

##### (1) タンク再利用に係る取扱い事項

ア 給油取扱所の現行法の基準に適合する専用タンクを地下タンク貯蔵所へ用途変更する場合の完成検査前検査は、タンクを埋設した状態において、水張試験（水以外の適当な液体を張って行う試験を含む。以下同じ。）、不燃性ガスの封入による気密試験等の試験を行うことによって危政令第13条第1項第6号に定める水圧試験に代え得るものと判断できる場合は、同規定について同令第23条を適用し、当該試験を水圧試験に代替する試験と認めて差し支えないこと。（昭和59年消防危第27号）

イ 製造所と一般取扱所間で施設区分を変更する場合には、用途の廃止に係る届出および設置に係る許可の手続きが必要となること。（昭和52年消防危第182号）

この場合、20号タンクの位置、構造および設備に変更がなく、当該タンクの経歴や維持管理状況等の確認により、当該タンクが危政令第11条第1項第4号、第12条第1項第5号または第13条第1項第6号の基準のうち水張または水圧試験に係る基準に適合すると認められる場合には、当該タンクの従前のタンク検査済証を有効なものとして、改めて完成検査前検査を実施しなくて差し支えないものであること。（平成9年消防危第70号）

なお、この場合において、必要に応じてタンクの有効板厚を計測した上で判断すること。

ウ 製造所および一般取扱所に設置されている20号タンクで、完成検査前検査済のものを別の製造所に直接移設する場合において、当該タンクが現在まで適正に維持管理されていることを定期点検の記録等により確認することができ、かつ、移設先の製造所においてタンク本体の変更工事を伴うことがない場合は、既設のタンク検査済証を有効なものとして扱い、改めて完成検査前検査を実施する必要はないこと。（平成10年消防危第90号）

エ 廃止された危険物施設に埋設されている現行法の基準に適合する地下貯蔵タンクを他の場所の危険物施設に埋設し再利用する際の完成検査前検査は、「地下貯蔵タンク等および移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」（平成16年消防危第33号）に基づく定期点検実施方法のうち加圧試験（試験圧力は70 k Paとした水加圧）を実施し、異常の有無を確認することで差し支えないこと。（平成10年消防危第90号）

なお、タンク検査済証に検査方法を記載すること。

オ 非危険物貯蔵タンク（ライニングタンク）を20号タンクとして使用する場合

原則、ライニングを取り除き20号タンクとして水張検査等を実施する必要があるが、過去に実施された水張検査等（自主検査を含む。）のデータが活用できるとともに、維持管理の履歴が確認できる場合には、非破壊検査による確認で基準への適合性を判断し、完成検査前検査に活用できるものであること。

(2) 危規則第23条の2第1項第1号または危規則第23条の3第1号の規定により、埋設されている地下貯蔵タンクにFRPによるコーティング（内面ライニング）施工に伴ってマンホールの取付けを行う場合、内面処理した後から内面ライニングを成型する前までの間に完成検査前検査が必要であること。

この場合において、水圧試験に代えて、危告示第71条第1項第1号に規定するガス加圧法として差し支えないものであること。

（平成22年消防危第144号）

(3) 20号タンクの指定数量の倍数が変更となった場合の取り扱いについて（平成10年消防危第29号）

ア 容量が指定数量の5分の1未満の屋外または屋内にあるタンクが、当該タンクの本体の工事を伴うことなく指定数量の倍数が5分の1以上に変更される場合

(ア) 当該変更が、当該タンクの本体に係る工事以外の工事に係る変更の許可の手続きにより行われる場合は、当該変更の許

可および完成検査の手続きを通じ、当該タンクの構造および設備に関する技術基準（水張試験等（設置者等が自主的に実施した水張試験を含む。以下同じ。）に係る基準を除く。）への適合性を確認すること。

また、当該タンクが完成検査前検査等により水張試験等に係る基準への適合性が確認されていないものである場合には、当該タンクについて適当な水張試験等を実施し、その結果を完成検査時に併せて確認すること。

- (イ) 取り扱う危険物の品名のみが変更されること等により、20号タンクの容量が指定数量の5分の1以上に変更される場合には、当該タンクの構造および設備に関する技術基準（水張試験等に係る基準を除く。）への適合性を資料提出により確認すること。

また、当該タンクが完成検査前検査等により水張試験等に係る基準への適合性が確認されていないものである場合には、当該タンクについて水張試験等を実施し、その結果を完成検査時に併せて確認すること。

- イ 容量が指定数量の5分の1未満の屋外または屋内にあるタンクが、当該タンクの本体の変更の工事に併せて危険物の品名変更等を行うことにより、指定数量の倍数が5分の1以上に変更され、当該変更の工事が変更の許可の手続きにより行われる場合は、当該変更の許可から完成検査に至る手続きを通じて、当該タンクの構造および設備に関する技術基準（水張試験等に係る基準を除く。）への適合性を確認すること。

なお、当該タンクが完成検査前検査等により水張試験等に係る基準への適合性が確認されていない場合にあっては、次の手続きにより当該タンクの水張試験等に係る基準への適合性を併せて確認する必要があること。

- (ア) 容量が指定数量以上に変更される場合

完成検査前検査の手続きにより当該タンクの水張試験また

は水圧試験の基準への適合性を確認すること。

- (イ) 容量が指定数量の5分の1以上指定数量未満に変更される場合

完成検査の際、水張試験等のデータをもとに、当該タンクの水張試験等の基準への適合性を確認すること。

- (4) 特殊の構造または設備を用いることにより危険物の量を一定量以下に保つことができる20号タンクについて（平成10年消防危第29号）

大量生産のタンク等、完成検査前検査を受検するときに当該タンクの容量が危政令第5条第2項または第3項のいずれが適用されるか未定である場合には、完成検査前検査申請書およびタンク検査済証中の容量の欄に危政令第5条第2項の規定の例により算定されたタンクの容量を記載すること。

なお、当該タンクの容量が同条第3項の規定の例により算定されるべきものであることが明らかになった場合、タンク検査済証に記載された容量と当該タンクの容量が異なることとなるが、このことにより改めて完成検査前検査を受ける必要はないものであること。

- (5) S S タンクの完成検査前検査（管轄区域外にて使用されるタンク（以下「他行政庁タンク」という。）を除く。）

ア 完成検査前検査は、内殻タンクにスパーサーおよびノズル、マンホールプロテクターを取り付けた後に実施すること。（平成6年消防危第66号）

イ タンク板の溶接線が目視できる状態であること。

ウ 完成検査前検査の実施時に、スパーサーの位置および取付状況について確認すること。

- (6) S F タンクの完成検査前検査（他行政庁タンクを除く。）

完成検査前検査は、タンク本体に検知管を取り付けた後に実施すること。（平成6年消防危第66号）

- (7) F F タンク（他行政庁タンクを除く。）

完成検査前検査は、タンク本体に外殻等を取り付けた後、次の方法により実施すること。

ア タンク開口部は、バルブ、止め板等で閉鎖するとともに、次に計測機器等を取り付けること。（平成7年消防危第28号）

(7) 最小目盛りが試験圧力の5%以下で読み取れ、記録できる精度を有する圧力計および圧力自記記録計

(イ) タンク内の水圧を70 k Pa以上に加圧できる加圧装置

イ タンクの注水は、タンクに著しい影響を与えないような速度で行うこと。

ウ タンク内に水を満水になるまで充填した後、加圧装置により所定の圧力まで10分以上かけ徐々に加圧すること。

エ 10分以上静置後、10分間の圧力変化を確認する。

オ 変形の確認については、水圧試験実施時に変形がないことを確認すること。ただし、水圧試験時にわずかな変形が発生した場合であっても、水圧試験実施後に水圧試験前の形状に戻る場合は変形がなかったものと取り扱うこと。（平成9年消防危第33号）

(8) 国際輸送用タンクコンテナの完成検査前検査の規定が適用されないタンクコンテナであることの確認は、IMDGコードに定める基準（水圧試験に関する部分に限る。）に適合している旨を示す危規則第6条の2の9各号に規定する事項が、IMO表示板に記載されていることについて、完成検査の際に確認すること。

なお、この際、危規則第6条の2の9各号に規定する事項がIMO表示板に記載されていない場合には、完成検査前検査が必要となるものであること。

(9) 他行政庁タンクに係る完成検査前検査

ア 容量が指定数量未満のタンクであっても、申請により検査を行うことが可能である。ただし、当該タンクの規模が、明らかに完成検査前検査が必要ない場合にあつては申請者にその旨を説明し、他の検査で代用することを指導すること。

イ 海外で製作されたタンクであって、公正かつ中立な検査機関による危政令第9条第1項第20号の水張試験または水圧試験と同等以上の試験において、漏れ、または変形しないものであることが、当該試験機関の検査報告書の提出により確認されるものにあつては、設置元行政庁と調整し、試験方法を検討すること。

(10) 本市において設置されるタンクのうち、海外で製作されたタンクであって、公正かつ中立な検査機関による危政令第9条第1項第20号の水張試験または水圧試験と同等以上の試験において、漏れ、または変形しないものであることが、当該試験機関の検査報告書により確認されるものにあつては、外観検査のみとすることができるものであること。（平成13年消防危第35号）

(11) 屋外貯蔵タンクおよび屋内貯蔵タンク（20号タンクを含む。）のタンク本体に関する工事の取り扱いにあつては、危規則第22条の4の規定のほか、「屋外タンク貯蔵所等のタンク本体の変更に係る溶接工事の手續に関する運用について」（平成9年消防危第36号）によること。

(12) 完成検査前検査の申請について

ア 申請者

許可後の完成検査前検査の申請者にあつては、法第11条の5「完成検査申請」と同様に、同一行政庁の場合は、原則、許可申請者であること。（平成25年道照会）

イ 完成検査前検査申請に係る添付書類

完成検査前検査申請書の添付書類は、完成検査前検査を実施する行政庁が許可行政庁と同一の場合には不要であること。（平成9年消防危第35号）

この場合において、製造所または一般取扱所で複数の20号タンクの新設または変更の工事が行われる場合は、完成検査前検査申請書の「その他必要な事項」の欄に検査対象の20号タンクが明確に特定できるよう記載すること。

ウ 設置条件等を事前に協議した上で、製造所等の設置許可申請の前に当該製造所等に設置される20号タンクの完成検査前検査を実施して差し支えないこと。

なお、当該申請書にタンクの構造明細図書を添付させること。

(13) 完成検査前検査の受検時期について

完成検査前検査は、工事工程検査であるため、原則、完成検査の前に受検する必要があるが、設置の許可がなされる前に完成検査前検査申請がなされた場合、当該検査をして差し支えないものであること。ただし、設置許可申請の審査途中において、タンク部分に修正が必要な場合、これを補正し、必要に応じて再度完成検査前検査を受検すること。（平成10年消防危第90号）

(14) 完成検査前検査（水張検査）の特例について

危政令第11条第6項に定めるところにより、危規則第22条の4第1項に定めるタンク本体の工事に関する工事を含む変更の工事が行われた場合は、当該屋外貯蔵タンク（20号タンクを含む。）の完成検査時に当該工事に係る部分について気密性に異常がないことの確認が必要であること。（昭和59年消防危第72号，平成9年消防危第29号，令和元年消防危117号）

(15) 完成検査前検査の検査要領について

水張検査は、基礎の沈下状態が安定した段階で、次の項目について検査を行うこと。なお、20号タンクでタンク内部をガラスライニングしたものまたは、ジャケット付のもの等で、本来の水張検査または水圧検査の方法をもってしては支障があり、または困難な場合は 真空試験および非破壊試験によることができるものとする。

ア タンク本体の形状・大きさ（寸法）・板厚・材質の確認

イ 水量の確認（許可容量以上）

ウ 溶接線の形状等目視確認

エ 変形の有無

オ 漏れの有無（塗装しない状態で行うこと。）

## 2 中間検査

中間検査とは、消防機関が完成検査時に検査する事ができない項目または工事の工程から完成検査前に検査する必要があると認められる項目について、設置または変更許可申請の内容に従って施工されていることを確認する検査をいう。

なお、消防機関の直接検査または事業所等の工事施工記録および自主検査報告書（以下「自主検査報告書等」という。）により、消防機関が書類審査等を行うことにより確認する。

また、自主検査報告書等には、検査の年月日、場所、実施者名（検査資格が必要な場合は資格証明書の写しまたは番号）、方法、器具、結果の合否および検査における責任者印が必要であること。

なお、中間検査の項目および確認方法は、概ね次のとおりとする。

### (1) 共通事項

#### ア 配管検査

(ア) 地下埋設配管の経路（現場検査）

(イ) 水圧（気密）試験（現場検査または水圧（気密）試験結果報告書）

a 陸上部分では水または窒素等の不燃性気体（新設配管の場合は、空気でも可）で行うこと。

b 検査圧力は、当該配管の最大常用圧力の1.5倍以上とすること。

c 検査方法は、試験配管の末端をふさぎ、当該配管全体に規定の圧力を30分以上かけ、放置後圧力に変動が無いことを確認すること。

d 水圧試験は、点検ハンマー等の打検により溶接箇所等の漏れを確認すること。

e 窒素等を用いる場合は、溶接箇所等の継手部に発泡剤（石けん水等）を塗布し漏れを確認する。ただし、この場合、必要最小限の圧力により試験を実施すること。

(ウ) 配管防食措置（写真により確認）

イ 消火設備（第4種および第5種を除く。）、警報設備および避難設備にあつては作動試験（消防用設備等試験結果報告書および現場作動試験）

(2) 屋外タンク貯蔵所

次に掲げるものにあつては、現場検査により確認する。

ア 鉄筋コンクリート製の防油堤および基礎の配筋検査

- (ア) 配筋の太さ
- (イ) 配筋の間隔
- (ウ) 配筋の結着状況
- (エ) コンクリートの厚さ

イ タンク基礎の水平度（防油堤基礎一体のものは除く。）

(3) 地下タンク貯蔵所

ア タンク室検査（基礎、壁面および上部スラブ）

次に掲げるものにあつては、現場検査により確認する。

- (ア) 配筋の太さ
- (イ) 配筋の間隔
- (ウ) 配筋の結着状況
- (エ) コンクリートの厚さ
- (オ) タンク室の大きさ
- (カ) タンク枕の状況
- (キ) タンク室防水措置

イ タンク室省略方式（危政令第13条第2項第2号ただし書きによる場合をいう。）

- (ア) 下部スラブおよび支柱に関する配筋の配置等（写真確認）
- (イ) 砕石基礎の状況（強化プラスチック製二重殻タンクおよび砕石基礎を用いるその他の形態の地下貯蔵タンクに限る。）  
「地下貯蔵タンクの砕石基礎による施工方法について」（平成8年10月18日消防危第127号）に示す方法により施工されているかを確認する。

(ウ) 上部スラブに関する配筋の配置等

ウ タンク本体等にあつては、次の区分ごとに現場にて確認する。

(ア) 鋼製一重殻タンク（危政令第13条第1項第6号に定めるものをいう。以下同じ。）

a タンク検査済証の副（プレート）と正（検査済証）との整合

b タンク防食措置の膜厚検査

危告示第4条の48第2項第2号に掲げる方法で防水措置を施す場合は、次によること。

なお、これ以外の方法により防水措置を施す場合は、「地下貯蔵タンクの外面保護に用いる塗覆装の性能確認の方法について」（平成17年9月13日消防危第209号）により試験した結果を用い、事前にその可否について協議すること。

(a) 塗膜の厚さ（300mm間隔で計測したデータ表および現場抜取検査）

(b) 傷の有無

(イ) S S タンク

a タンク検査済証の副と正との整合

b 内殻タンクと外殻タンクとの間隙部（以下「検知層」という。）の気密性

当該間隙に70 k Pa以上の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体または不燃性の気体を用いて行う試験を含む。）を行ったとき、漏れその他の異常がないことを示す書類（平成3年消防危第37号）

c 検知層の検知液充填状況

(ウ) S F タンク

a タンクの型式試験確認済証（危険物保安技術協会の二重殻タンクまたは二重殻タンクの被覆等に係る型式試験確認済証をいう。以下同じ。）が貼付されているタンクにあつては、次によること。（平成5年消防危第66号）

- (a) 20 k Pa程度での検知層の減圧状況
  - (b) タンク検査済証の副と正との整合（現地確認）
  - (c) 強化プラスチック被覆への損傷の有無  
タンク設置時および埋設時に現場を確認すること。
  - (d) タンク固定後の検知層の気密性  
当該タンクを基礎台に据え付け、固定バンド等で固定した後に、当該検知層を20 k Pa程度で加圧または減圧し、当該状態を10分間以上維持し圧力降下が無いこと。
  - (e) タンク埋設後の検知層の気密性  
埋設後、当該検知層を20 k Pa程度で加圧または減圧し、当該状態を10分間以上維持し圧力降下がないこと。  
ただし、当該タンクの検知層がタンクの搬送時から減圧を保持した状態の場合は、前(d)に係らず加圧は不要であるが、埋設後10分以上経過した後もなお圧力変動がないこと。
- b タンクの型式試験確認済証が貼付されていないタンクの確認事項にあつては、前 a に準ずるほか、次の事項について現地で確認すること。
- (a) 外観（目視によること。）
  - (b) 強化プラスチックの厚さ（膜厚計を用いること。）
  - (c) 検知層（検知層チェッカー等を用いること。）
  - (d) ピンホール（ピンホールテスター等を用いること。）
- (イ) F F タンク
- a タンクの型式試験確認済証が貼付されているタンクの確認事項にあつては、次によること。（平成7年消防危第28号，平成8年消防危第129号）
    - (a) タンク検査済証の副と正との整合（現地確認）
    - (b) 検知層の確認
      - I 液体フロートセンサー方式の検知層  
タンクの搬送時から検知層部を20 k Pa程度減圧した

状態で保持し、タンク固定および埋設後に圧力変動がないこと。

## II 検知液方式の検知層

タンク固定および埋設後に、当該検知層部から検知液の漏えいがないこと。

### (c) 強化プラスチック被覆への損傷の有無

タンク設置時および埋設時に確認すること。

b タンクの型式試験確認済証が貼付されていないタンクの確認事項にあつては、前 a ((b)は除く。)に準ずるほか、次の事項について現地を確認すること。

### (a) 検知層の気密性（検知層チェッカー等を用いること。）

「地下貯蔵タンク等および移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」（平成16年3月18日消防危第33号）第2項二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻（検知層）の点検方法による当該部分の気密性を確認すること。

### (b) 歪み、膨れ、亀裂、気泡の巻き込みおよび異物の混入等の有無

### (c) 強化プラスチックの厚さ（膜厚計を用いること。）

## エ タンク据え付け状況

タンクの据え付けにあつては、次の事項について現場を確認すること。

### (ア) タンクの水平度、配置および固定方法等

### (イ) 乾燥砂等の転圧状況等

### (ウ) タンクと壁スラブおよび蓋スラブとの間隔（タンク室による場合に限る。）

## (4) 給油取扱所

前記1および2(3)によること。

## (5) 移送取扱所

ア 放射線透過試験等の非破壊試験は危規則第28条の27により実

施すること。

なお、放射線透過試験結果は、フィルムにより確認すること。

イ 漏えいの有無（次に示す方法で行った水圧試験結果報告書または現場抜取検査によること。）

(ア) 試験媒体は、水で行うこと。

(イ) 試験圧力は、当該配管の最大常用圧力の1.5倍以上とすること。

(ウ) 試験方法は、試験配管の末端をふさぎ、当該配管全体に規定の圧力をかけ、24時間以上放置後圧力に変化のないことを確認し、点検ハンマー等により溶接箇所等の漏れを確認すること。

ウ 試験圧力の確認（現場または写真により確認）

エ 配管防食措置（現場または写真により確認）

(6) 前記(2)から(5)以外の製造所等

状況に応じて、現場検査、抜取検査および試験結果報告書等により確認すること。

なお、タンクにあっては、(2)および(3)の例によること。

### 3 完成検査

完成検査に係る留意事項は、次によること。

(1) 申請に係る添付書類

完成検査申請書に必要な添付書類は、次のようなものがある。

ア 特定屋外タンク貯蔵所の水張検査等の際に行った水平度測定等の記録書。（昭和52年消防危第56号）

イ 危政令第8条の2第4項第1号に定めるところにより、当該タンクの完成検査前検査としての水張試験または水圧試験を要さないものにあつては次のいずれかの写しを添付すること。（昭和57年消防危第10号）

(ア) 特定設備検査合格証（特定設備検査規則（昭和51年通商産業省令第4号）別記様式第4号）

(イ) 第一種圧力容器明細書（ボイラーおよび圧力容器安全規則

(昭和47年労働省令第33号)様式第4号)または第一種圧力容器検査証(ボイラーおよび圧力容器安全規則別記様式第6号)の表面および裏面(労働安全衛生法第38条第2項の規定による第一種圧力容器の変更検査の場合に限る。)

- (ウ) 第二種圧力容器明細書(機械等検定規則(昭和47年労働省令第45号)別記様式第2号(3)または小型圧力容器明細書(機械等検定規則別記様式第2号(5))

## (2) 完成検査の実施方法

### ア 基本的事項(平成9年消防危第35号)

- (ア) 完成検査の際には、設置者が事前に実施した自主検査結果等を活用することができるものであること。
- (イ) 工事中に確認した事項については、改めて確認を要さないものであること。
- (ウ) 完成検査申請書に自主検査結果報告書等の添付は要さないものであり、検査時に検査員が現地で確認すれば足りるものであること。

### イ 自主検査結果の活用の内容

自主検査結果の活用方法については、次に示すとおりとすること。

- (ア) 位置、構造および設備(消火設備を除く。)に係る事項  
設置者等の自主検査結果報告書、自主検査結果データ、施工管理記録、施工記録写真、製造者の検査結果証明書(ミルシート)、接地抵抗等試験書、検査記録写真等を活用することができること。
- (イ) 消火設備に係る事項  
製造者の検査成績証明書、設置者の検査記録写真、消防用設備等試験結果報告書等を活用することができること。  
なお、工事規模等ごとの完成検査事項等については、次のとおりとすること。

#### a 工事規模等ごとの消火設備の完成検査事項

技術上の基準の適合状況の確認のための性能試験等は、工事規模等により次によること。

(a) 設置および大規模な変更工事

新規の設置工事または大規模な変更工事においては、原則として消火薬剤の放出試験を行うこと。

(b) 中規模な変更工事

中規模な変更工事（(a)および(c)以外）においては、原則として(c)に掲げる事項および通水等の試験を行うこととし、消火薬剤の放出試験を省略することができること。

(c) 小規模な変更工事

放出口，付属設備，配管等の取替えまたは配管の小規模なルート変更等の変更工事においては，外観，仕様等について確認することとし，消火薬剤の放出試験および通水等の試験を省略することができること。

b 消防用設備等試験結果報告書に該当項目のないものの取り扱い

泡消火設備の泡チャンバー，泡モニター等で消防用設備等試験結果報告書の欄に明記されていない泡放出口の機器については，当該報告書中の「ア外観試験の泡放出口の機器の泡ヘッドの欄」，「ウ総合試験の泡放出試験（低発泡のものによる）の固定式の欄」，「備考の欄」等を用いて記載するものとする。

ウ 警報設備および避難設備に係る事項

検査記録写真，消防用設備等試験結果報告書等を活用することができること。

エ 変更事項の許可申請図書への適合状況およびその他，火災の予防上必要があると認める部分の状況を確認すること。

(3) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所

C S C 承認板（安全なコンテナに関する国際条約の適用を受け

ないタンクコンテナは除く。) および I M O 表示板を確認のうえ、タンクコンテナの外観検査および当該タンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査(箱枠の寸法、材質、緊結装置およびタンクの容量等仕様が同一である多数のタンクコンテナを検査する場合は、代表する一基のタンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査)に留めること。

また、当該タンクコンテナの輸入時における完成検査は、危険物を貯蔵した状態で行って差し支えないものであること。(平成13年消防危第50号)

(4) 製造所または一般取扱所に設置されるタンクのうち、容量が指定数量未満の液体危険物タンクについては、完成検査前検査の対象とならないが、完成検査の際、設置者等が実施した水張試験または水圧試験のデータを提出させること。(平成7年消防危第5号)

(5) 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第1条第5号に規定する第一種圧力容器であり、かつ、危険物を取り扱う機械器具その他の設備であるもの(容量が指定数量未満の20号タンクを含む。)の、危政令第9条第1項第13号への適合状況の確認にあつては、当該設備に刻印が押されているかを確認すること。(平成19年消防危第68号)

(6) 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の完成検査

高圧ガス保安法に係る設備については、他の行政庁等により完成検査(高保法第20条)が行われることを踏まえ、高保法の規定に係る法第11条第5項による完成検査においては、他の行政庁等による完成検査の結果の確認をもって行うことができるものとする。 (平成10年消防危第22号)

## 第4節 消防手数料の徴収

### 1 消防手数料の徴収

消防手数料の徴収は、函館市消防手数料条例（平成12年条例第62号。以下「手数料条例」という。）の規定によるほか、この節によること。

2 設置または変更許可申請書の受付後で、許可前に指定数量の倍数、最大貯蔵量、移送配管の延長（以下において「指定数量の倍数等」という。）の変更を行うときは、次によること。

(1) 指定数量の倍数等の変更により手数料が増加する場合は、増加後の数量に係る手数料との差額を徴収すること。

(2) 申請時以降において、指定数量の倍数等の変更により手数料が減少する場合は、既にこれらに関する審査手続き等の役務が開始されたことであるから、減少後の数量に係る手数料との差額は返還しないものであること。

3 設置または変更許可申請書、完成検査申請書の受付後に、当該申請に係る申請取下げ届出書が提出された場合であっても、前2(2)の理由により、手数料は返還しないものであること。

4 設置許可後、完成検査前に変更許可申請を行うときは、次によること。

(1) 設置許可の指定数量の倍数等に変更がない場合は、設置許可申請の2分の1を徴収すること。

(2) 設置許可の指定数量の倍数等に変更がある場合は、増減後の指定数量の倍数等に対応する設置許可申請の手数料の2分の1を徴収すること。

5 設置許可後の完成検査前に、当該設置許可施設において変更許可を受け、設置および変更の完成検査を同時に行う場合の完成検査申請の手数料は、設置完成検査申請手数料を徴収すること。

6 変更許可後の完成検査前に、当該変更許可施設において別の変更許可を受け、これら数件の変更許可に対する完成検査を同時に行う場合にあっては、完成検査申請の手数料は1件分の変更完成申請手

数料を徴収すること。

- 7 変更許可後に，当該変更許可施設において別の変更許可を受け，その変更許可の内容が，指定数量の倍数等の変更により手数料の変更を伴う変更であり，かつ，当該変更の完成検査を終了後，最初の変更の完成検査の申請をする場合または最初の変更許可後に製造所等の品名，数量若しくは指定数量の倍数変更届出を提出し，これが手数料の変更を伴うものの完成検査を行う場合は，指定数量の倍数等の変更後に該当する完成検査の手数料を徴収すること。
- 8 移送取扱所の許可申請および完成検査手数料は，他の製造所等とは異なり 1 日における危険物の取扱量を基準とはせず，起点から終点までの配管の長さにより算定すること。
- 9 平成11年 3 月31日以前に設置許可を受けた準特定屋外タンク貯蔵所を変更する場合（次号に掲げる場合は除く。）は，次によること。
  - (1) 新基準に適合させるための変更許可手数料は，手数料条例の準特定屋外タンク貯蔵所の区分により徴収すること。
  - (2) 上記以外の変更許可手数料は，屋外タンク貯蔵所の区分により徴収すること。
- 10 平成11年 4 月 1 日以降に設置許可を受けている準特定屋外タンク貯蔵所または平成11年 3 月31日以前に設置許可を受けた準特定屋外タンク貯蔵所のうち新基準に適合したものについて，タンク本体および基礎・地盤以外を変更する場合は，屋外タンク貯蔵所の区分により徴収すること。
- 11 完成検査前に変更許可を受け，先の許可に係る検査と同時に完成検査を行う場合は次によること。（昭和48年消防予第122号）
  - (1) 設置の完成検査を伴う場合は，最終の変更許可申請に係る指定数量の倍数等を基準とする設置完成検査申請手数料
  - (2) 設置の完成検査を伴わない場合は，最終の変更許可申請に係る指定数量の倍数等を基準とする変更完成検査申請手数料
  - (3) 設置または変更許可に係る工事完了の見込みで完成検査申請後，新たに変更許可がなされた場合は，既に受理している完成検査申

請の訂正として取り扱い、手数料は重ねて徴収しないこと。ただし、指定数量の倍数等の変更に係る場合であって、当該変更に係る数量を基準とする手数料が増加する場合にあつては、既に徴収している手数料と増加後の数量に係る手数料との差額が必要であること。

- 12 完成検査が不合格となった場合の完成検査申請手数料については、当該最終の許可に係る指定数量の倍数等を基準とする設置または変更の完成検査申請手数料が必要であること。
- 13 完成検査済証の再交付にあつては、手数料は徴収しないこと。  
(昭和57年消防危第10号)

## 第5節 仮貯蔵または仮取扱の承認

### 1 承認条件

法第10条第1項ただし書きに規定する危険物の仮貯蔵または仮取扱い（以下「仮貯蔵等」という。）の承認基準については、この節によるほか、危険物の性質または周囲の状況等の実態から判断して、火災予防上および消防活動上支障のないようにすること。

なお、タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵は、13「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵」によること。

### 2 審査処理

仮貯蔵または仮取扱いの承認申請の処理は、市規程第2条の規定により、この基準に基づき審査表を作成すること。

### 3 承認の件数

仮貯蔵等の承認の件数は、次によること。

- (1) 屋外の場所の数箇所に分散して仮貯蔵等がなされる場合は、原則としてそれぞれが別の承認案件となること。ただし、複数の仮貯蔵等の場所が互いに接近している場合にあっては、複数の場所を一の承認案件として取り扱うこと。
- (2) 屋内の仮貯蔵等については、危険物施設の場合と同様に1棟につき一の承認案件として取り扱うこと。
- (3) 同一の場所において同時に仮貯蔵と仮取扱いが行われる場合は、これを包括して一の承認案件として取り扱うこと。

### 4 仮貯蔵等の反復の制限

仮貯蔵等が「10日以内」に限って認められる趣旨から、如何に同一の事情の下にあっても、実質的に10日を超えるような再承認はできないこと。

ただし、次に掲げる場合で、前後の承認の間に連続性がなく、かつ、火災予防上支障がないと認めるときには、同一の場所の承認を更新することができるものであること。

- (1) 埠頭等の特殊な場所における場合
- (2) 事故または災害による緊急措置等やむを得ない場合

(3) その他正当な理由がある場合

## 5 屋外における仮貯蔵等

屋外において仮貯蔵等を行うときは、次によること。

- (1) 屋外において承認してはならない危険物は、第3類の危険物、二硫化炭素、沸点が40度未満の危険物、危規則第16条の3に定める指定過酸化物およびアルカリ金属の過酸化物とすること。
- (2) 仮貯蔵等を行う場所の位置は、湿潤でなく、かつ、排水および通風のよい場所で、危険物の品名、数量および危険物の貯蔵または取扱方法ならびに周囲の状況から判断して、火災予防上安全と認められる場所とすること。
- (3) 仮貯蔵等を行う場所の周囲には、さく等を設けて他の部分と明確に区画し、おおむね危政令第16条第1項第4号に掲げる屋外貯蔵所の保有空地の例により空地を確保すること。ただし、不燃材料で造られた防火上有効な塀等を設けた場合は、空地の幅を短縮することができること。

## 6 屋内における仮貯蔵等

屋内において仮貯蔵等を行うときは、次によること。

- (1) 仮貯蔵等を行う場所の構造は、原則として壁、柱、床、および屋根が耐火構造または不燃材料で造られ、かつ、窓および出入口には、防火設備が設けられている専用の建築物または室とすること。
- (2) 前(1)の建築物または専用室の窓および出入口にガラスを用いる場合は、網入ガラスとすること。
- (3) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

## 7 仮貯蔵等における危険物の貯蔵または取扱いの基準

仮貯蔵等における貯蔵または取り扱いの基準は、危政令第24条、第25条、第26条および第27条に定める技術上の基準に準じて行うこと。

## 8 消火設備

仮貯蔵等を行う場所には、貯蔵し、または取り扱う危険物に応じ

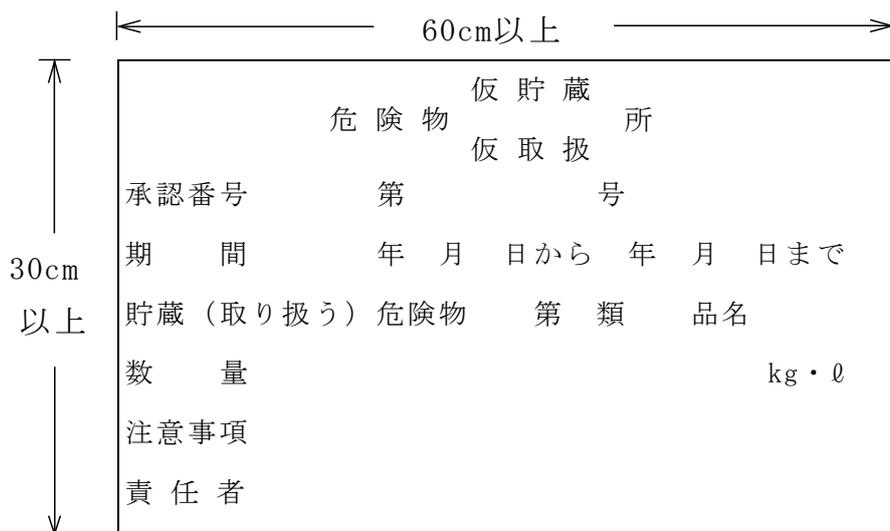
て危政令別表第5に掲げる第4種または第5種の消火設備を、その能力単位の数値が危険物の所要単位の数値に達するよう設置すること。

## 9 標識・掲示板

仮貯蔵等を行う場所には、周囲の見やすい箇所に、「危険物仮貯蔵所」もしくは「危険物仮取扱所」である旨を表示した標識および仮貯蔵等の期間、危険物の類別、品名、数量、危険物の性質に応じた注意事項ならび現場管理責任者の氏名を記載した掲示板を掲げるよう指導すること。

なお、仮貯蔵等が数時間で終了する場合は掲示板の掲示を省略することができるものであること。

標識板の例



備考 地は白色とし、文字は黒色とする。

## 10 危険物取扱者の立会い

仮貯蔵等における危険物の貯蔵または取り扱いに際しては、当該危険物を取り扱うことのできる危険物取扱者を立ち合わせるよう指導すること。

## 11 地下貯蔵タンクの定期点検に伴う危険物の抜き取り等

地下貯蔵タンクおよび地下埋設配管の定期点検に伴い、地下タンク貯蔵所の地下貯蔵タンクから指定数量以上の危険物を抜き取る場合は、仮取扱いの承認が必要であり、また、抜き取った危険物をド

ラム缶等で一時保管する場合は、仮貯蔵の承認が必要であること。

また、この場合において、仮取扱いと仮貯蔵が一連の場合は、一つの申請で処理することができるものとする。

なお、製造所または取扱所の地下貯蔵タンクから危険物を抜き取り、当該施設内に一時的に貯蔵するものについては、仮貯蔵等の承認は要しないものであること。ただし、当該施設以外に抜き取った危険物を一時保管する場合は、仮貯蔵の承認が必要であること。

## 12 仮貯蔵等の特例

仮貯蔵等において、消防長が、危険物の品名および数量、危険物の貯蔵または取り扱いの方法ならびに周囲の地形その他の状況等から判断して、火災の発生危険および延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができると認められる場合は、適用しないことができること。

## 13 タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵

タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵については、「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について」（平成4年消防危第52号）によるほか次によること。

(1) 荷積み待ち等により岸壁、コンテナヤード等一定の場所に危険物を収納したタンクコンテナ等を相当時間とどめる場合（荷卸し荷積みが同日中に行われなない場合をいう。）は、法第10条第1項ただし書きの規定により仮貯蔵承認を要するものとする。

(2) 寄港予定の船舶の変更、品質不良等による製品の納入不能等による船舶の入出港の遅れの場合も繰り返して同一の場所での仮貯蔵を承認できる場合として取り扱って差し支えないこと。

（平成6年消防危第66号）

## 14 震災時等における仮貯蔵および仮取扱い

震災時等の危険物の仮貯蔵・仮取扱い等については、「震災時等における危険物の仮貯蔵および仮取扱い等の安全対策および手続きに関する要綱」（令和元年9月25日函消指）により運用すること。